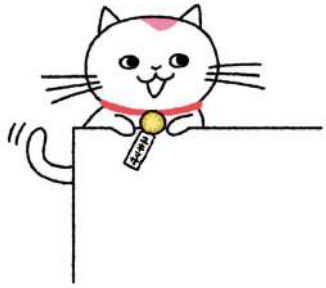

相続実務テキスト

≪実践編≫

神奈川県行政書士会

民事法務部

相続実務テキスト

≪実践編≫

第１章　総論
1. 相続業務の内容 1
2. 法的根拠と関連する業際問題 2
3. 外国人、外国の財産が関わる場合の相続手続 4
4. 相続業務の流れ 6

第２章　相続業務の受任
1. 面談で明らかにすべきこと 7
2. 面談の際の注意点 7
3. 受任(契約)の際にすべきこと 8
4. 受任の際の注意点 9
5. 報酬 9
6. 面談・受任で使用する資料例 10

第３章　遺言書の確認
1. 遺言書の確認 14
2. 自筆証書遺言があった場合 15

第４章　相続人の調査
1. 戸籍の収集方法 17
2. 戸籍謄本の収集範囲 17
3. 戸籍の読み方 21
4. 職務上請求書の使用、記載方法 32
5. 廃除・欠格事由 33
6. 法定相続情報証明制度 34

第５章　相続財産の調査と評価
1. 相続財産となるもの、ならないもの 37
2. 資料の請求と取得 38
3. 財産目録の作成 41

第６章　具体的相続分の算定と相続方法の選択
1. 具体的相続分の算定 44
2. 具体的相続分に影響を与える規定等 44
3. 相続方法の選択 47

第 7 章　遺産分割協議書の作成
1.　遺産分割協議書の作成のポイント　50
2.　遺産分割協議証明書の作成のポイント　53
3.　配偶者居住権を遺産分割協議書に記載する場合　56
第 8 章　遺産の承継及び名義の変更
1.　金融資産の相続　59
2.　ゆうちょ銀行について　61
3.　車両の相続、名義変更　71

（法令等は令和 5 年 3 月 1 日現在）

第１章　総論

１　相続業務の内容

一般に相続業務と呼ばれているものは以下の流れになる。

①　相談業務

依頼者と面談し、どのような業務を受任するか確定する→第２章、第３章

②　相続人調査と相続関係説明図の作成

遺産を相続する者を確定し、図を作成する→第４章

③　法定相続情報一覧図の作成と交付申請

より使いやすい法定相続情報一覧図を作成する→第４章

④　相続財産調査と財産目録の作成

相続される財産を確定し価値を評価する→第５章

⑤　遺産分割協議と合意案の取りまとめ

相続人に協議をしてもらう→第６章、第７章

⑥　遺産分割協議書の作成

遺産分割協議書を作成する→第７章

⑦　遺産の承継

預貯金の払戻（名義変更）手続、車両の相続手続等→第８章

２　法的根拠と関連する業際問題

（１）行政書士の法定業務（行政書士法１条の２、１条の３）と業際問題

行政書士の法定業務については、以下の条文を参照に各自確認していただきたい。

> 行政書士法
>
> （業務）
>
> 第一条の二　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。
>
> ２　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二　前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四　前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

これら法定業務や任意業務（誰が取り扱ってもいい業務）とは違い、法令上他士業の独占業務とされており行政書士が（業として）介入できない業務が存在する。このような他士業との業務範囲についての問題は、業際（ぎょうさい）問題と呼ばれている。

相続業務に関連してよく出てくる業際問題として、①紛争案件、②登記手続、③税務書類の作成等がある。

（２）紛争案件（弁護士法 72 条）

紛争性のある法律事務は、法律事件として弁護士の独占業務である（弁護士法 72 条）。

相続の案件では、相続人同士又は相続人と受贈者などの利害関係人とが法的主張で対立するなどして、審判や訴訟に発展することが明らかなケースがある。

このような場合に、行政書士が業として代理等をすることは非弁行為として禁じられている。

ただし、感情レベルのいがみ合いで法的紛争解決のレベルの問題ではないケースも多く、紛争性の判断は非常に難しい。

自己の責任で事案を見極めて判断するより他はない（基準として、最判平 22.7.20、東京地判平 5.4.22 の判例裁判例を参考にされたい）。

弁護士法

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条　弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（3）登記手続（司法書士法 73 条、3 条）

登記に関する手続の代理等は司法書士の独占業務であり、行政書士が業として行うことはできない。

相続業務では相続財産に不動産がある場合も多い。こういった場合、依頼者から頼まれたとしても相続登記を行政書士が行ってはならない。「相談」についても受けてはいけない点に注意が必要である。

司法書士法

第七十三条　司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第三条　司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一　登記又は供託に関する手続について代理すること。

五　前各号の事務について相談に応ずること。

（4）税務書類の作成（税理士法 52 条、2 条）

相続業務において、ある程度相続財産のある依頼者は、相続税のことについても非常に高い関心を持っている。しかし、税務代理、税務書類の作成、税務相談は税理士の独占業務であり、行政書士が行ってはならない。この点、これらの業務を「無償で」行うこともできないので、くれぐれもご注意いただきたい。

税理士法

第五十二条　税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

第二条　略

3　外国人、外国の財産が関わる場合の相続手続

（1）適用される法律（準拠法）の決定

まず、当該相続においてどこの国の法律が適用されるのか（準拠法）判断する必要がある。

この点、日本における相続手続では、日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」という）により準拠法を判断することになる。

そして、原則として被相続人の国籍のある国の法律が準拠法となる（通則法 36 条）。ただし、以下の場合には注意が必要である。

> 通則法
> 第三十六条　相続は、被相続人の本国法による。

ア　二重国籍の場合

被相続人が日本と外国の二重国籍なら日本法が適用される。外国同士の二重国籍なら常居所（一般に、人が相当期間居住し、現実に生活している場所を指す。当事者の意思を必要としない点で「住所」とは異なるとされる）のある国の法が適用される。

> 通則法
> 第三十八条　当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする。ただし、その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

イ　州によって法律が違う国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、スペイン等）の場合

州によって法律が違う国の場合、その国の規則に従い指定される法による。そのような規定がなければ当事者に最も密接な関係がある地域の法が適用される。

> 通則法
> 第三十八条
> 3　当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法（そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法）を当事者の本国法とする。

ウ　反致

反致とは、通則法により指定された準拠法に所属する国の国際私法が日本又は第三国を指定しているときに、その外国の国際私法の立場を考慮して、日本法又は第三国法を準拠法とするのを認めることをいう（通則法 41 条）。

すなわち、被相続人の国籍が外国であり外国法が準拠法となった場合でも、当該外国法で準拠法が日本法とされてる場合は、準拠法は日本法となる。

エ　相続分割主義

相続財産を動産と不動産に分割し、動産は被相続人の本国法又は住所地法により、不動産はそれが所在する国の法律によると定めている国がある（相続分割主義、アメリカ、イギリス、中国等)。

これらの場合、動産と不動産で準拠法が異なることがあるので注意が必要である。

（2）被相続人が外国人の場合

原則として、被相続人の本国法を準拠法として相続が行われる。前述の反致について注意が必要である。

（3）相続人が外国人あるいは外国に居住している場合

被相続人が日本国籍であれば、相続人が外国籍であっても日本国籍の相続人と同様に権利義務がある。当然外国に居住しているだけの日本国籍の者も同様である。

しかし、現実的な問題として、連絡が取りづらい、戸籍・印鑑登録証明書が取得できないなど問題が多いので注意が必要である。

印鑑登録証明書は、在外公館が発行する在留証明と署名証明で代替できる場合がほとんどである。

（4）相続財産が外国にある場合

外国にある財産の管理は外国法によるため、当該外国の国際私法で準拠法がどこになるのか、またそもそもの相続の手続についても調査する必要がある。

日本では、相続が開始されると被相続人の財産は相続人に包括的に承継される（包括承継主義、民法 896 条)。しかしながら、相続が開始されるとまず被相続人にかかるあらゆる債権債務関係を清算し、費用や税金を払った後で残った財産を相続人に分配する（管理清算主義）という国（アメリカ、イギリス、中国等）もある。後者のような国では、その国の法律に基づきプロベートと呼ばれる清算手続を経なければならない。

（5）遺言がある場合

原則として､遺言の成立及び効力はその成立の当時における遺言者の本国法による(通則法37条)。具体的には以下の場合は、遺言書が有効になる。

① 被相続人が遺言の成立または死亡の当時国籍を有した国の法律上の要件を満たす
② 被相続人が遺言の成立又は死亡の当時住所を有した国の法律上の要件を満たす
③ 遺言作成時が遺言の成立又は死亡の当時常居所を有した国の法律上の要件を満たす
④ 遺言書が作成された国の法律上の要件を満たす
⑤ 海外不動産の場合，不動産が所在する国の法律上の要件を満たす

このように，日本法では遺言の要件を満たさなくても「遺言作成時の住所地の法律」や「不動産の所在地の法律」などの国の法律の要件を満たせば遺言が有効になる可能性がある。

また、国によっては「録音方式」が認められているケースもあり（韓国等)、そういった法律が適用されれば，日本では無効となる遺言も有効になる可能性が発生するため、その有効性の確認が必要となる。

4　相続業務の流れ

最初に「1　相続業務の内容」で示した流れは、遺言書がない場合である。以下の場合は、それぞれ別の対応が必要となる。

（1）遺言書がある場合

原則として、遺言書の通りに分配するので、遺産分割協議書の作成は不要である。

しかし、遺言書がすべての相続財産の分配を指定していない場合も多いので、そういった場合は残相続財産につき、遺言書がない場合と同様の手続をとる必要がある。

また、遺言書があっても相続人全員の合意で遺言書と異なる分配をすることは可能である。その場合は、遺産分割協議書を作成することになる。

（2）相続人が一人の場合

相続人が一人の場合、当然その一人がすべてを相続することになる。遺産の承継の際に、銀行等で相続人が一人であることの証明を求められるので、相続人の確定作業は必要であるが、遺産分割協議書を作成する必要はない。

（3）相続方法の選択

→第6章「3　相続方法の選択」参照

第２章　相続業務の受任

１　面談で明らかにすべきこと

（１）聞くべきこと

・依頼者について

氏名、住所、連絡先

被相続人との関係（必ず身分証明書等で本人確認をする）

・被相続人について

氏名、死亡日、本籍、最後の住所

遺言の有無

・相続人について

把握している相続人の関係、氏名、住所、連絡先

被後見人、判断能力が不十分な者、未成年者の有無

紛争性の有無

相続放棄や限定承認の意思があるか

・相続財産について

すべてを把握できているか否か

不動産があれば住所

（２）伝えるべきこと

・相続の基本知識

・印鑑登録証明書と実印の準備

・今後の流れ

２　面談の際の注意点

（１）依頼者の話を鵜呑みにしない

往々にして依頼者は、自分に都合のいい事実のみを伝え、不都合な事実を隠すことがある。不明な部分は必ず念を押して確認し、できる限りその内容を証明する書面等の提示を求めることが必要である。依頼者がそう言っているから普通はこうであろう、というような勝手な思い込みは厳禁である。

（２）何を求められているのかを確認する

依頼者が皆、第１章１にある相続業務のすべてを行政書士に依頼したいと考えているとは限らない。相続人の確定だけとか、遺産分割協議書の作成だけとか、断片的な仕事だけを望んでいる場合もある。依頼者が望んでいる手続は何なのかを確認しておく必要がある。

（３）紛争事案でないかを見極める

第１章２（２）にあるように、紛争性のある事案に行政書士は関わることはできない。特に相続人が数人いる事案で一人だけが面談に来た場合には、他の相続人との関係がどうなのかを直接問いかけ、

紛争案件には関われないことを伝えておかなければならない。

3　受任（契約）の際にすべきこと

（1）契約書の作成

相続手続は何カ月にも渡ることがあり、また多額の相続財産を取り扱うことになるので、依頼者の信頼を得るためや後のトラブルを防止するためにも、受任に際し業務委任契約書を作成しておくことが望ましいといえる。

契約書には以下の条項は入れるようにする。

・受任事項

限定的な場合は特に何の業務につき受任しているのか明確にすること。

・他士業との連携

・守秘義務

行政書士は契約書に明記しなくても職務上当然に守秘義務を負うが、依頼者に説明をすることで信頼を得ることができる。

・報酬額、支払日、支払方法

報酬額を相続財産の何%とする場合等はこの段階では具体的な金額が確定されていないが、その算定方法について詳細に明記しておくこと。

・返金の有無

・契約の解除事項

契約書を作成した場合は、必ずその内容を読み聞かせ納得を得たうえで、署名ないし記名押印してもらうようにする。

（2）委任状の作成

預貯金の払戻等の手続において委任状が求められるので、この段階でもらっておくようにする。

原本提示が原則の場合が多く、口座が多数ある場合で郵送手続が必要なときや緊急の場合等は複数枚の委任状をもらっておくとよい。

また、委任事項については、金融機関によっては文言を細かくチェックされる（「～に必要な一切の行為」等の包括的文言では認めてくれない）ことがある。そのため、例えば相続財産を一旦行政書士の口座に入れ、その後に相続人に分割するような必要がある場合は、委任事項に金銭の受領についても明記しておくべきである。

（3）預かり証の作成

業務を受任すると、依頼者から相続財産の調査や相続財産の承継に必要な様々な物を預かることになる（銀行の通帳、カード類、有価証券等）。

これらは責任をもって返却する必要がある。そのため、預かり証を作成し、コピーを自ら保管したうえで依頼者に渡しておくとよい。

（4）印鑑登録証明書の受領

遺産分割協議書をはじめ相続手続に関する書類にはすべて実印を押印することになる。そのため、相続人全員の印鑑登録証明書が必要になる。

早い段階で受け取っておくことが望ましいが、金融機関によっては発行日より３カ月（ないし６カ月）の期限があることがあるので注意が必要である。

印鑑登録をしていない相続人がいる場合は、住所地の市区町村役場で登録をするよう伝えること。

4　受任の際の注意点

（１）手続の大まかな予定を示す

相続業務は案件ごとにかかる期間が大きく異なる。相続人の一部の所在がわからない場合などはその調査だけで相当な時間を要する。そのため、依頼者にはどの手続にどのくらいの時間がかかるのかをロードマップとして示すことが望ましい。

ただし、不測の事態で遅れることを想定し、余裕を持った日程を示すようにすること。

（２）迅速に対応する

相続人は、相続財産額によっては、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内に相続税の申告をしなければならない。そのため、当然のことながら相続手続は、これに間に合う形で進めるようにしなければならない。

この点、行政書士が代理で取得できる書類は、依頼者や各相続人に任せるより行政書士が取得した方が格段に速い場合が多い。また、郵送については普通郵便を使うよりレターパック等を使った方が何日も節約できることがある。無駄な時間をかけない工夫が必要である。

5　報酬

行政書士が業務を行ったときに受ける報酬額については、行政書士各々が自由に定め、事務所の見やすい場所に掲示することとなっている（行政書士法第 10 条の２第１項）。

相続業務の報酬については、①手続毎に一定額を設定する、②相続業務全体としての一定額を設定する、③相続財産総額に応じて段階的な額を設定する、④相続財産総額の割合に応じた額とする、⑤手続にかかる時間を基礎として設定する等々、様々な設定方法が考えられる。

日本行政書士連合会の報酬統計（https://www.gyosei.or.jp/about/disclosure/reward.html）等を参考にされたい。

交通費や通信費、その他書類取得のための手数料（実費）等の扱いも明確にしておくようにしなければならない。

6　面談・受任で使用する資料例

（1）業務委託契約書の作成例

行政書士業務委任契約書

委任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「甲」という。）と、受任者　特定行政書士行政ユキマサ（以下、「乙」という。）とは、甲乙間において、下記のとおり行政書士業務委任契約を締結する。

第1条（業務の委任及び受任事項）

甲は、乙に下記業務を委任し、乙はこれを受任する。

一　被相続人 **泣夏　多人　（大正10年1月1日生，令和4年12月31日死亡）** の相続にかかる相続財産承継業務における一切

二　前号の手続に必要となる下記書類の交付申請、受領に関する一切の件

①会社・法人登記事項証明書　②戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、住民票の写し　③身分証明書

④その他必要な書類

三　その他上記に付随する手続

第2条（受任業務の処理）

1　乙は、前条の事項については、法令、行政書士会会則及び行政書士倫理綱領を遵守し、甲の利益のために誠実に業務を処理しなければならない。

2　乙は、甲の承諾を得て他の行政書士と共同して業務を処理し、あるいは弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、不動産鑑定士等に、関連する業務を処理又は補助させることができる。

第3条（委任者・受任者の責務）

1　乙は、甲の信用、名誉を損なうおそれのある情報及び本契約による受任業務に関して知り得た情報について、甲の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

2　甲は、乙に対して、業務の処理に必要となる資料を提示し、業務の処理に関し積極的かつ全面的に乙に協力する。

第4条（報酬金、前金及び必要経費の取扱い）

1　本件業務の報酬を計**金○○○，０００円**（税込）とし、甲は、乙に下記のとおり、乙の下記口座に振り込んで支払う。

前　金　　**金○○○，０００円**（本件契約締結後3日以内）

残　金　　**金○○○，０００円**（全相続財産承継業務完了後3日以内）

〔振込口座の表示〕

銀行名（支店名）	○○銀行横浜中央支店
預金の種類	普通預金
口座番号	○○○○○○○○
口座名義	行政　ユキマサ（ギョウセイ　ユキマサ）

2　甲は、業務の処理に関して生ずる、貼用印紙・証紙代、保証供託金、旅費、宿泊費、日当・交通費、その他必要経費の実費額を、乙の請求後３日以内に乙に支払う。

3　甲は、理由の如何を問わず、乙に前金の返還を求めることができない。

4　甲が正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務（事件）の処理を不能にしたときでも、乙は、甲に第１項の報酬の全額を請求することができる。

第５条（契約の解除）

1　甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為をしたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2　前項によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

3　甲がその他の相続人と遺産の分割について紛争状態に陥り，乙が当事者同士での話し合いでは解決に至らないと判断した場合，乙は直ちにこの契約を解除することができる。その場合においても，乙は前条第１項の前金の返還を必要とせず，また解除時の業務の進行具合に応じて，同項の残金を甲に対して請求することができる。

第６条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上のとおり、本契約が成立したことを証するため、本書を二通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ一通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）

（乙）

〒２３１-００２３
神奈川県横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル７階
ユキマサ行政書士事務所

特定行政書士　行　政　　ユキマサ　　職印

（2）委任状作成例

委　　任　　状

（氏　　名）　**行　政　　ユ　キ　マ　サ**
（職　　業）　行　政　書　士
（登 録 番 号）　日本行政書士会連合会　第 222222222222 号
（事 業 所 名）　ユキマサ行政書士事務所
（事務所所在地）　神奈川県横浜市中区山下町 2 番地
　　産業貿易センタービル 7 階
（住　　所）　神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地
（電 話 番 号）　045-000-0000　　（携 帯 番 号）　090-0000-0000

私は、上記の者に下記の権限を委任します。

記

被相続人泣夏多人（大正１０年１月１日生，令和４年１２月３１日死亡）の相続による遺産分割及び相続手続に必要な書類の作成、提出及び受領等一切の権限及び行為

令和　　年　　月　　日

【委任者】

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号　＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　実印

生 年 月 日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿

被相続人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（3）預かり証作成例

年　　月　　日

様

預　か　り　証

〒231-0023
神奈川県横浜市中区山下町２番地
産業貿易センタービル７階
ユキマサ行政書士事務所
TEL：045-000-0000
FAX：045-000-0000
特定行政書士　　行政　ユキマサ　職印

下記のとおり正にお預かりしました。

被相続人　**泣夏　多人**　氏の相続関連手続の件につき

- **通帳　　２通**
  - **○○銀行横浜中央支店　普通預金　口座番号　00000000**
  - **ゆうちょ銀行 000 支店　口座番号 00000000**
- **キャッシュカード　　２枚**
  - **（上記通帳の口座のもの）**
- **土地権利書　　１通**
  - **神奈川県横浜市中区桜木町○丁目○○番○○号**
- **被相続人の手帳　　１冊**

以　上

備考

・返却予定日：**全相続手続の終了から１週間以内**

・**通帳やキャッシュカードにつき銀行から返還を求められた場合は、銀行に返還するため返却することはできません。**

第３章　遺言書の確認

１　遺言書の確認

（１）遺言書の有無の確認

遺言書が有るか無いかによって、その後に行うべき手続が変わるため遺言書の有無を調査する。

遺言書が保管されている可能性のある場所

ア　貸金庫－取引のあった銀行

イ　信託銀行

ウ　公証役場－公証役場に連絡すれば全国どこの公証役場に預けられていても確認できる

エ　法務局(P.15～16 参照)

オ　知人、専門家など

（２）遺言書が複数ある場合

「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす（民法 1023 条）」とされている。

作成日時の異なる複数の遺言書がある場合、一番最後の遺言が優先される。

前の遺言が後の遺言と抵触するときに「その抵触する部分についてのみ、前の遺言を撤回したものとみなす」のであって、前の遺言がただちに無効になるのではない。

前後の遺言がまったく無関係なものであったり、どちらの遺言も両立するようなものである場合には、どちらの遺言も有効である。

（３）無効となる遺言書

遺言は民法に定める方式に従わなければすることができない(民法９６０条)とされているため方式を欠いた遺言は無効となる。

自筆証書遺言については特に注意が必要となる。

ア　形式的要件を欠く遺言

ⅰ　自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない(民法９６８条１項)。

無効となる例

・全文、日付、署名が自署されていない

・タイトルなど、一部がパソコンで作成されている(財産目録はパソコンでも可であるが、全てのページに署名押印が必要である(民法９６８条２項))

・日付の記載がない(「令和〇年〇月吉日」も無効である　最昭 54.5.31)

・押印がない

ⅱ　自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。（民法 968 条３項）

無効となる例

・塗りつぶし、修正液使用など、間違った方法で訂正されている場合無効となる。

イ　公序良俗に反する遺言(民法９０条)

ウ　15 歳未満の者のした遺言(民法 961 条)

エ　遺言能力を欠く遺言(民法 963 条)

遺言作成当時認知症であっても一律に無効ということはできず、遺言能力が認められれば有効となる。

2　自筆証書遺言があった場合

自筆証書遺言があった場合、保管様式により開封手続が異なる。

（1）家庭裁判所の検認

自筆証書遺言書保管制度を用いていない自筆証書遺言書があった場合、家庭裁判所の検認が必要となる。自筆遺言書の保管者(保管者がない場合は、遺言書を発見した相続人)は相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。(民法１００４条)

検認後の検認済証明書が付いた遺言書は、不動産や預貯金などの相続手続を行うことができる。

検認は遺言の無効・有効を判断する手続ではない。

家庭裁判所に対して申立てるため、行政書士が行うことはできない。

（2）自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言は手軽で自由度の高いものであるが、遺言者死亡後の相続人等に発見されなかったり、改ざんされる等の恐れを解消するため法務局(遺言書保管所)が遺言書を保管する制度がある。

自筆証書遺言書保管制度という。

遺言者は遺言書の保管の申請時に死亡時通知の選択ができる。

(次項のフローチャートを参照)

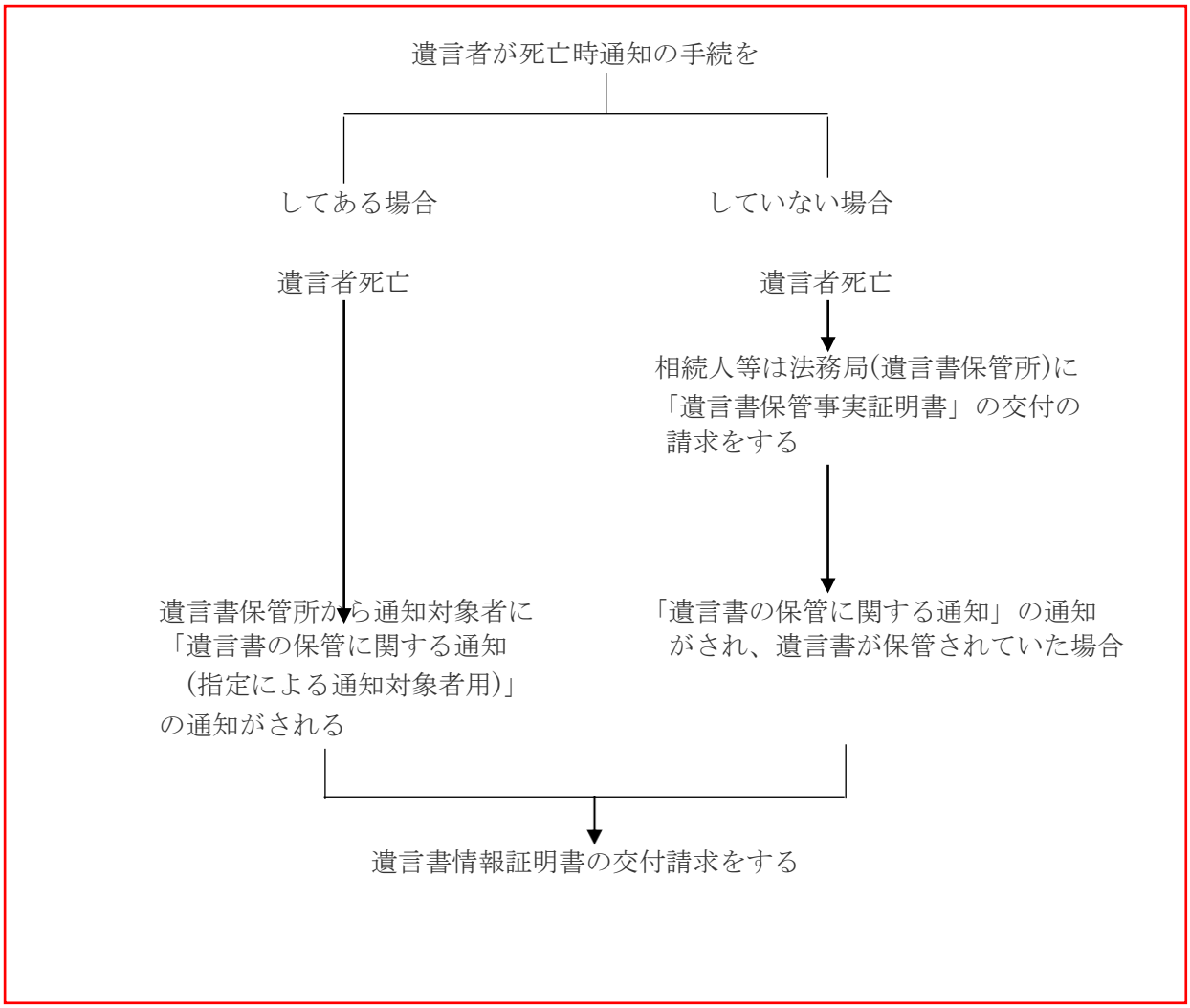

・通知対象者が「遺言書情報証明書」の交付を受けると、遺言書保管官は通知対象者以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知する。
・「遺言書情報証明書」は、登記や各種手続に利用することができる。
・家庭裁判所の検認は不要である。
・遺言の無効・有効を判断する手続ではない。

第４章　相続人の調査

1　戸籍の収集の仕方

本籍地の市町村役場の窓口に直接行くか郵送請求にて収集する。
東京２３区は該当する区に請求するが、横浜市は横浜市内のであれば違う区でも取得できるなど市町村役場により異なるため事前に確認をした方が良い

必要書類
(1)請求用紙(市町村役場のホームページからダウンロードできるところもある)
(2)請求者の本人確認書類
(3)手数料
郵送の場合
必要書類＋請求者の住所の記載のある切手が貼ってある返送用封筒
なお、手数料は郵便小為替か現金(現金書留で郵送する)で行う。

2　戸籍謄本の収集範囲

相続が発生した場合、各種手続の際、被相続人の出生から死亡までの戸籍が必要となる。
戸籍の様式はこれまで何度か変更され、それに伴って（本籍地や筆頭者・戸主に変更がなくとも）新しい様式による戸籍が改めて編製（改製）されてきた。

その際には、改製の時点で婚姻や死亡などで除籍になっている人や戸籍事項欄などは新しい様式の戸籍には書き写されないことが通常であることから、改製後の戸籍謄本を見ただけでは改製前の事実はわからないようになっている。

そこで、改製されている場合には、改製後の戸籍の謄本だけではなく、改製前の戸籍（改製原戸籍「かいせいげんこせき」、通称「はらこせき」）の謄本も必要になってくる。
本籍地や筆頭者・戸主が変わった場合の戸籍謄本も必要となる場合がある。

その際は、戸籍謄本から除籍・入籍の年月日や本籍地、筆頭者・戸主についての記載から前後の戸籍のつながりを確認することになる。
死亡した時点の戸籍から戸籍事項欄と身分事項欄を見て、従前本籍地がどこであるかを確認しながら順々にさかのぼって収集をする。

（1）被相続人に関する戸籍
被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本
配偶者と子の有無の確認ができる
常に相続人となる「配偶者」(民法 890 条)の有無については、被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本により確認できる。
離婚したかつての配偶者は、相続人にはならない。配偶者として相続人になるのは、あくまでも、被相続人の死亡時に生存している配偶者である。

（２）子に関する戸籍

被相続人の子は第一順位の相続人となる。(民法８８７条、９００条１項)

被相続人の子については、被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本から被相続人が出生したときに入籍した戸籍謄本まで遡る連続した全ての戸籍謄本があれば、その有無が確認できる。

ア　存命の被相続人の子(C、D、E)は現在の戸籍謄本があればよい。

(×は被相続人　／は被相続人の死亡時にすでに死亡

全→出生～死亡までの戸籍謄本

現→現在の戸籍謄本

死→死亡した事実の記載のある戸籍謄本)

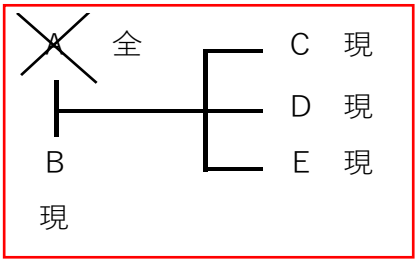

イ　被相続人の子(C)が相続開始以前に死亡したとき

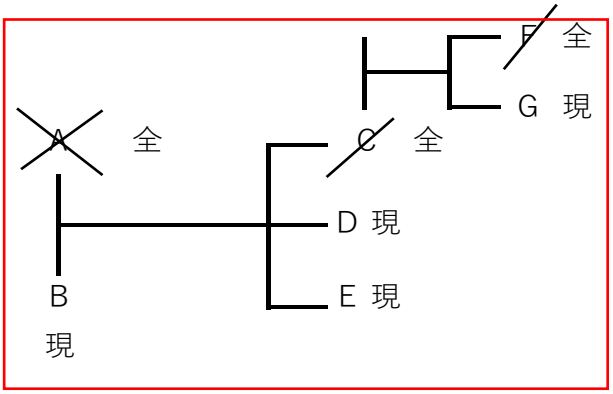

被相続人の子(C)が相続開始以前に死亡したときは、その者の子(GとF)(直系卑属に限る）が、これを代襲して相続人となる（民法第 887 条第 2 項）。代襲相続人と言う。

死亡している子(C)にあっては出生から死亡までの全ての戸籍謄本が必要となる。

死亡している子(C)が婚姻などにより除籍されている場合、被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本だけでは、当該除籍された子の子（GとF）について不明であるからである。

そこで、このようなときには、当該除籍された死亡している子(C)については、除籍されてから死亡までの連続した戸籍謄本を収集することにより代襲相続人（GとF）の存在の確認ができる。

存命の代襲相続人(G)も被相続人の子と同順位の第一順位の相続人となる。

代襲相続人

死亡した子(C)の全ての子（GとF）について、存命の者(G)は現在の戸籍謄本、死亡している者(F)は出生から死亡までの全ての戸籍謄本が必要となる。

※F については再代襲するため、代襲の場合と同様の考え方による戸籍謄本の収集をし、相続人の確定をする。

（３）子など直系卑属がいない場合

第一順位の相続人がいないことが確認されたならば、次に、第二順位の相続人について確認する。

被相続人に直系卑属がいない場合、父母などの直系尊属が第二順位の相続人となる。（民法８８９条１項）

ア　父母の双方が存命の場合は、父及び母の現在の戸籍謄本

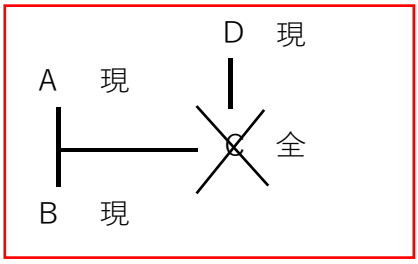

イ　父母の一方が存命で他方が死亡している場合は、存命の者(B)は現在の戸籍謄本、死亡している者(A)は死亡の事実が記載された戸籍が必要となる。

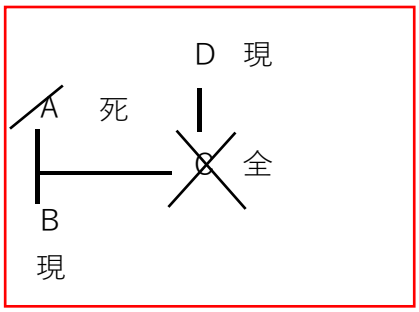

ウ　祖父母に関する戸籍

父母(A と B)の双方が死亡している場合で、祖父母のいずれかが存命のときは、父及び母については、それぞれ死亡の事実が記載された戸籍

全ての祖父母について、存命の者(E と G)は現在の戸籍謄本、死亡している者(F と H)は死亡の事実が記載された戸籍

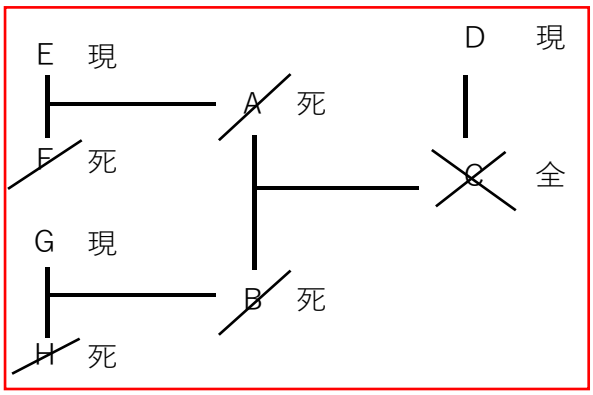

エ　父母（ＡとＢ）の双方が死亡している場合で、全ての祖父母（ＥとＦとＧとＨ）も死亡しているときは、父及び母について、出生から死亡までの全ての戸籍謄本、全ての祖父母については、死亡の事実が記載された戸籍が必要となる。
異母兄弟姉妹（父が同一）や異父兄弟姉妹（母が同一）も相続人になり得るため、その存否を明らかにするためである。

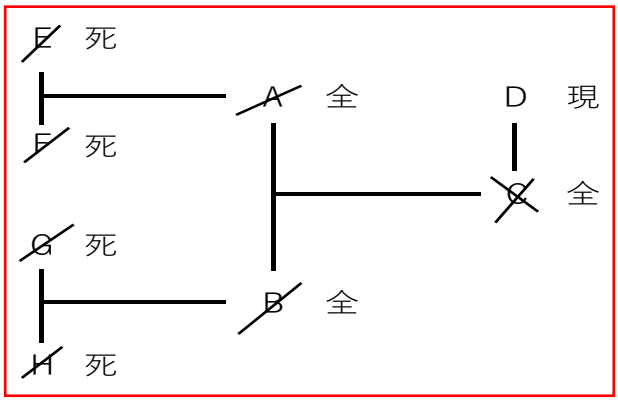

（４）直系卑属及び直系尊属がともにいない場合
兄弟姉妹に関する戸籍
第一順位及び第二順位の相続人がともにいないことを確認したら、次に、第三順位の相続人がいるか否かを確認することになる。
被相続人に直系卑属及び直系尊属がともにいない場合、被相続人の兄弟姉妹が
第三順位の相続人となる。（民法８８９条２項）

被相続人の全ての兄弟姉妹について、存命の者(E)にあっては現在の戸籍謄本、死亡している者(F)にあっては出生から死亡までの全ての戸籍謄本が必要となる。
被相続人の兄弟姉妹が相続開始以前に死亡したときは、その者の子(G とH。直系卑属に限る）がこれを代襲して相続人となるため、（民法第 889 条第 2 項）死亡した兄弟姉妹の全ての子について、存命の者（G）は現在の戸籍謄本、死亡している者（H）は死亡の事実が記載された戸籍が必要となる。

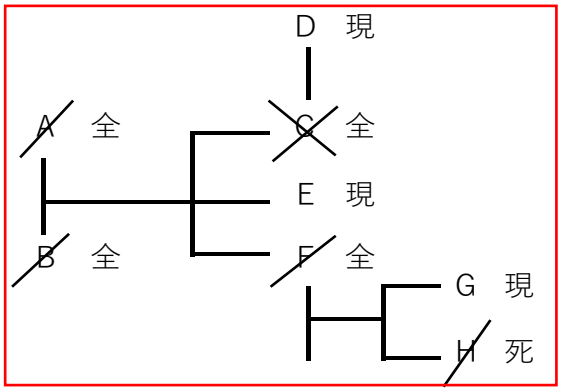

なお、子の場合と異なり、（民法第 889 条第 2 項は、同法第 887 条第 3 項を準用していないことから）兄弟姉妹の場合は再代襲や再々代襲というものはない。

3　戸籍の読み方

被相続人を行政ユキマサとした場合。

（1）平成6年式(現在)の全部事項証明書(戸籍謄本)の見本

平成6年式は電算化され、縦書きからA4用紙の横書きとなる。

戸籍謄本→全部事項証明書など名称が変更となる。

全部事項証明

本　籍 氏　名	横浜市中区山下町２番地 行政　ユキマサ
戸籍事項 ② 戸籍改製	① 【改製日】平成16年5月29日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 除　籍	【名】ユキマサ 【生年月日】昭和〇年2月22日　【配偶者区分】夫 【父】行政マサオ 【母】行政ユキコ 【続柄】長男
身分事項 出　生	【出生日】昭和〇年2月22日 【出生地】横浜市 【届出日】昭和〇年2月25日 【届出人】父
婚　姻	【婚姻日】昭和 55 年1月 10 日 【配偶者氏名】もも 【従前戸籍】横浜市中区日本大通１番地　甲野たつお
死　亡	【死亡日】令和〇年〇月〇日 【死亡時分】午後1時30分 【死亡地】横浜市中区 【届出日】令和〇年〇月〇日 【届出人】親族　行政もも
戸籍に記録されている者	【名】もも 【生年月日】昭和〇年3月3日　【配偶者区分】妻 【父】甲野たつお 【母】甲野かなめ 【続柄】長女

身分事項	
出　　生	【生年月日】昭和〇年3月3日
	【出生地】横浜市中区
	【届出日】昭和〇年3月10日
	【届出人】父
婚　　姻	【婚姻日】昭和55年1月10日
	【配偶者氏名】行政　ユキマサ
	【従前戸籍】横浜市中区日本大通１番地　甲野たつお

以下次頁

(2の2)　全部事項証明

戸籍に記録されている者	
	【名】エディ
	【生年月日】平成〇年4月4日
	【父】行政ユキマサ
	【母】行政もも
	【続柄】長男
身分事項	
出　　生	【出生日】平成〇年4月4日
	【出生地】横浜市中区
	【届出日】平成〇年4月8日
	【届出人】父
	【送付を受けた日】平成〇年4月10日
	【受理者】横浜市中区
推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】令和〇年〇月〇日
	【被相続人】父　行政ユキマサ
	【届出日】令和〇年〇月〇日
	【届出人】父
	【送付を受けた日】令和〇年〇月〇日
	【受理者】横浜市中区長

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和〇年〇月〇日

横浜市中区長　　氏　名　職印

ア　この戸籍でわかること

ⅰ　親族関係

行政ユキマサが死亡した

ユキマサに配偶者ももがおり、存命であること

ユキマサに子エディがいる

エディは廃除されている

ももとエディにとってこの戸籍が現在の戸籍となる

ⅱ　編製について

平成１６年５月２９日に改製により作られた戸籍である。(①)

この戸籍は平成１６年５月２９日～現在の戸籍である。

戸籍事項欄が「戸籍改製」であるから(②)、ひとつ前の戸籍は同本籍地の改正原戸籍となる。

※戸籍事項欄が「戸籍編製」の場合、その戸籍は婚姻などで新しく作られたことを意味する。

身分事項欄を確認し、【従前戸籍】がひとつ前の戸籍となる。

戸籍事項欄が「転籍」の場合、その戸籍は転籍され新しく作られたことを意味する。

戸籍事項欄の【従前戸籍】がひとつ前の戸籍となる。

改正原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による
改正につき①平成壱拾六年五月弐拾九日消除㊞

本籍　横浜市中区山下町弐番地

氏名　行政　ユキマサ

②昭和五拾五年壱月拾日編製㊞

昭和〇年弐月弐拾弐日横浜市で出生同月弐拾五日
父届出入籍㊞
昭和五拾五年壱月拾日甲野もも婚姻届出横浜市中区山下町
③弐番地行政マサオ戸籍から入籍㊞

父　行政　マサオ
母　ユキコ
長男
夫　ユキマサ
生出　昭和〇年弐月弐拾弐日

昭和〇年参月参日横浜市中区で出生同月壱拾日父届出入籍㊞
昭和五拾五年壱月拾日行政ユキマサと婚姻届出横浜市中区
日本大通壱番地甲野たつお戸籍から入籍㊞

父　甲野　たつお
母　かなめ
長女
妻　もも
生出　昭和〇年参月参日

平成〇年四月四日横浜市中区山下町弐番地で出生同月八日
父届出入籍㊞

父　行政　ユキマサ
母　もも
長男
エディ
生出　平成〇年四月四日

平成〇年五月五日横浜市中区で出生同月壱拾日父届出入籍㊞
平成〇年壱拾月九日かけ橋なるひとと婚姻届出相模原市中央区
中央二丁目壱拾壱番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞

父 行政 ユキマサ
母 もも
長女

アール

生出 平成〇年五月五日

平成〇年六月六日横浜市中区で出生同月壱拾参日父届出入
籍㊞
平成〇年七月七日午後八時参拾分横浜市中区で死亡同月壱拾
日親族行政ユキマサ届出除籍㊞

父 行政 ユキマサ
母 もも
二女

チョウワ

生出 平成〇年六月六日

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

令和〇年〇月〇日 中区長 氏 名 職印

（2）昭和２３年式
「家制度」が廃止され、夫婦とその子供（２世代）が基本単位なる。
「戸主」から「筆頭者」に置き換わった

筆頭者が死亡しても戸籍が新しくなることはなく、その戸籍の筆頭者は亡くなった人のままとなる。
漢数字は大字(だいじ)を用いている。
壱→１
弐→2
参→3
拾→10(弐拾→20、参拾→30)

この戸籍でわかること
ア　親族関係
　ユキマサが甲野ももと昭和５５年１月１０日に婚姻したことがわかる。
　(もものこの戸籍の前の戸籍が確認できる)
　ユキマサにエディ、アール、チョウワと３人の子がいる
　アールは、かけ橋なるひととの婚姻により、
　「相模原市中央区中央２丁目 11 番地かけ橋なるひと」の戸籍に入籍したため
　この戸籍から除籍したことがわかる。
　アールの以後の戸籍はかけ橋なるひとの戸籍を追っていく
　チョウワは平成〇年７月７日に死亡したことがわかる。

イ　編製について
平成１６年５月２９日(①)～昭和５５年１月１０日(②)の戸籍である。
ユキマサの身分事項欄により昭和５５年１月１０日にマサオの戸籍から婚姻によりこの戸籍が編製されており、ユキマサの前の戸籍はマサオの戸籍ということがわかる(③)

※戸籍事項欄が「戸籍編製」の場合　その戸籍は婚姻などで新しく作られたことを意味する。
　身分事項欄を確認し、【従前戸籍】がひとつ前の戸籍となる。

　戸籍事項欄に「〇年〇月〇日〇市〇町〇番地から転籍届出」の場合
　その戸籍は転籍により新しく作られたことを意味する。
　戸籍事項欄の〇市〇町〇番地がひとつ前の戸籍となる。

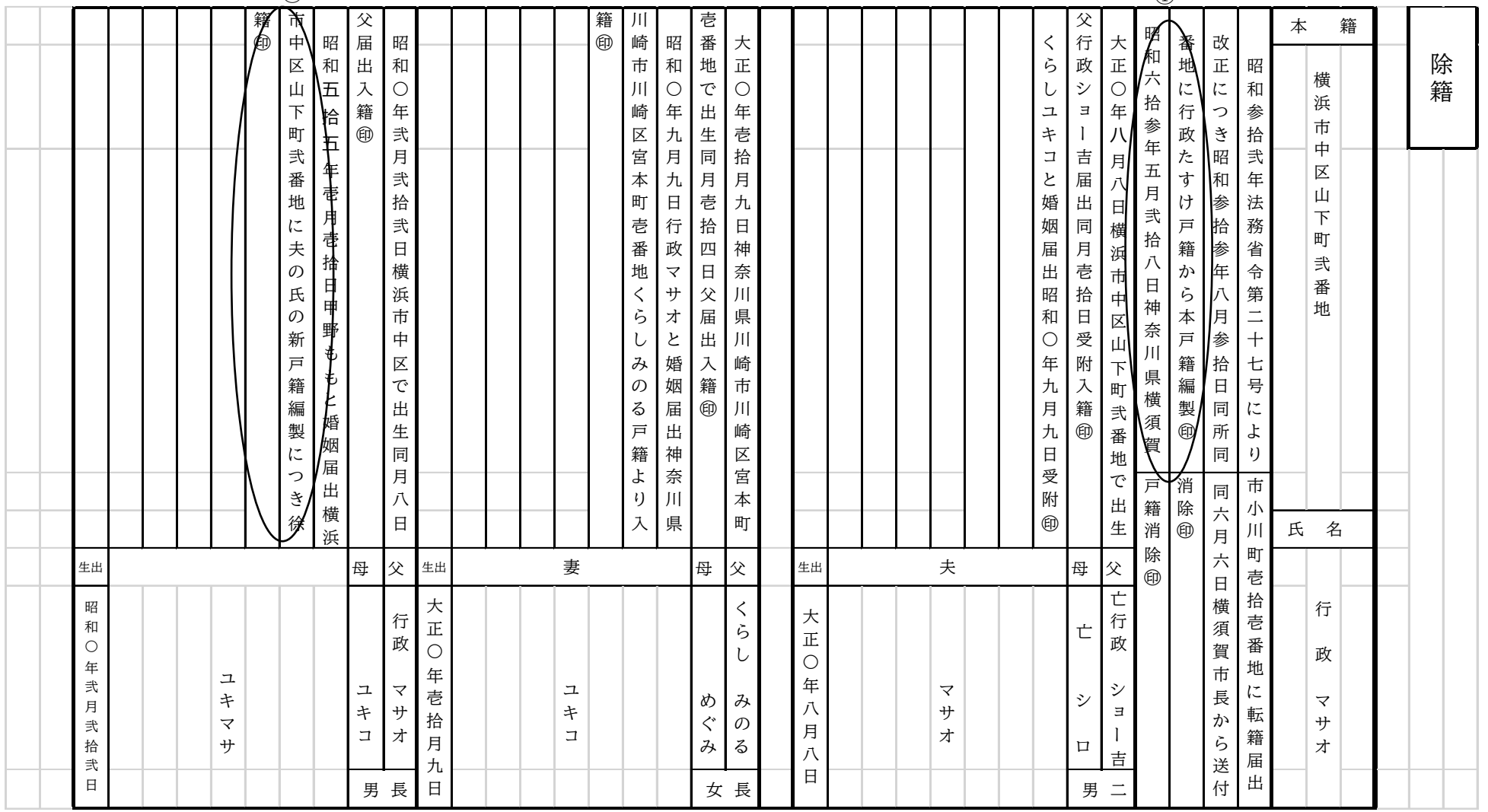
除籍
本籍
横浜市中区山下町弐番地
氏名
行政 マサオ
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により
市小川町壱拾壱番地に転籍届出
改正につき昭和参拾参年八月参拾日同所同
同六月六日横須賀市長から送付
①
番地に行政たすけ戸籍から本戸籍編製㊞
消除㊞
昭和六拾参年五月弐拾八日神奈川県横須賀
戸籍消除㊞
大正〇年八月八日横浜市中区山下町弐番地で出生
父 亡行政 ショー吉 二
母 亡 シロ
男
父行政ショー吉届出同月壱拾日受附入籍㊞
くらしユキコと婚姻届出昭和〇年九月九日受附㊞
夫
マサオ
生出 大正〇年八月八日
大正〇年壱拾月九日神奈川県川崎市川崎区宮本町
壱番地で出生同月壱拾四日父届出入籍㊞
父 くらし みのる 長
母 めぐみ 女
妻
ユキコ
川崎市川崎区宮本町壱番地くらしみのる戸籍より入
籍㊞
昭和〇年九月九日行政マサオと婚姻届出神奈川県
生出 大正〇年壱拾月九日
父 行政 マサオ
母 ユキコ
男
父届出入籍㊞
昭和〇年弐月弐拾弐日横浜市中区で出生同月八日
②
市中区山下町弐番地に夫の氏の新戸籍編製につき徐
籍㊞
昭和五拾五年壱月壱拾日甲野ももと婚姻届出横浜
ユキマサ
生出 昭和〇年弐月弐拾弐日

昭和〇年壱拾弐月参日横浜市中区で出生同月
壱拾日父届出入籍㊞

父	行政　マサオ
母	ユキコ
	長女
出生	昭和〇年壱拾弐月参日
	ココロ

昭和〇年壱拾弐月参日横浜市中区で出生同月
壱拾日父届出入籍㊞

父	行政　マサオ
母	ユキコ
	二男
出生	昭和〇年壱拾弐月参日
	マコト

この謄本は、除戸籍の原本と相違ないことを認証する。

令和〇年〇月〇日　中区長　氏　名　職印

この戸籍でわかること

ア　親族関係

ユキマサに妹ココロと弟マコトがいる

イ　編製について

ユキマサについては昭和３３年８月３０日(①)～昭和５５年１月１０日(②)の戸籍となる。

(戸籍自体は昭和３３年８月３０日～昭和６３年６月６日である。

ユキマサ以外の戸籍は転籍した横須賀市に編製された戸籍を追っていく。)

この戸籍の１つ前は同所同番地の行政たすけ(①)である。

改製原戸籍

本籍	横浜市中区山下町弐番地
主戸前	行政　ショー吉
前戸主との続柄	行政ショー吉長男
父	亡行政　ショー吉
母	亡　シロ
男長	
戸主	行政　たすけ
出生	明治〇年壱月壱日

久良岐群横浜村山下町弐番地ニ於テ出生父行政ショー吉届出明治〇年壱月五日受附入籍㊞

①大正〇年弐月弐日前戸主行政ショー吉死亡に因り家督相続届出同月四日受付㊞

乙川シロと婚姻届出大正〇年参年壱拾参日受付㊞

昭和〇年四月壱拾四日午後参時参拾参分横浜市中区で死亡同居者行政マサオ届出同月壱拾日受付㊞

昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年八月参拾日本戸籍改製

昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾六年五月弐拾九日あらたに戸籍を偏したため本戸籍消除㊞

弟	
父	亡行政　ショー吉
母	亡　シロ
男弐	
出生	大正〇年八月八日

久良岐群横浜村山下町弐番地ニ於テ出生父行政ショー吉届出大正〇年八月壱拾日受附入籍㊞

くらしユキコと婚姻届出昭和〇年九月壱拾弐日受附㊞

改製により新戸籍につき昭和参拾参年八月参拾日除籍㊞

甥	
父	行政　マサオ
母	ユキコ
男長	
出生	昭和〇年弐月弐拾弐日

昭和〇年弐月弐拾弐日横浜市中区山下町弐番地で出生父行政マサオ届出同年同月弐拾五日受附入籍㊞

②昭和参拾参年八月参拾日父母に伴い除籍㊞

この謄本は、改製原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

令和〇年〇月〇日　中区長　氏　名　職印

大正４年式の戸籍の見本である。
「家」を基本単位としていた。
戸主制度であり、戸主が死亡すると新しい戸籍を編製していた。
この戸籍でわかること
ア　編製について
　　大正〇年２月４日(①)～昭和３３年８月３０日(②)
　　ユキマサの出生からの戸籍となる

4　職務上請求書の使用、記載方法

職務上請求書の使用に関しては、個人情報保護の観点、人権侵害につながることのないよう、職業倫理の意識を高く持ち、厳正な使用・取扱いに努める必要がある。

記載の注意点
(1)請求書(5)の業務の種類
適切であると思われる記載例
「相続関係説明図作成」若しくは「遺産分割協議書の作成」のいずれか又はその併記、
「法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出代理」など。

不適切な記載例
「相続調査」→行政書士業務に該当しない。(身元調査などの探偵業務に当たる。)
「相続登記」→行政書士業務に該当しない。(司法書士の独占業務に当たる。)
「家系図作成」→行政書士業務に該当しない。(鑑賞ないしは記念の品としての作成された家系図は
　　「事実証明に関する書類に該当しない。」(平成２２年１２月２０日最高裁判決))
「遺言執行業務」→行政書士業務に該当しない。(遺言執行者は、遺言による指定、遺言者が委託した者からの指定又は家庭裁判所の選任により就任し、その業務を行うものであり、「行政書士」として行うものではない。に当たる。)

(2)請求書(5)の依頼者について該当する事由
日行連から提示されている適切であると思われる記載例
・亡父甲野太郎の相続関係を特定するための調査に際し、依頼者の正確な本籍地を確認するため
・依頼者（甲野一男）より遺産分割協議書の作成の依頼を受けた。依頼者の父・甲野太郎が平成２８年３月１日死亡したことにより共同相続人の１人となったが、太郎と相続人との関係を証明し、相続分を確定する必要がある。甲野太郎が記載されている戸籍謄本により、その相続人を特定し、遺産分割協議書及び相続関係説明図を作成するため。
・平成２９年８月に死亡した亡父甲野太郎の相続人として、法定相続情報一覧図の写しを用いて相続に起因する銀行預金口座の名義変更の手続を行うために、同一覧図の作成と登記官の確認のため。
※「正確な住所の特定」、「〇〇申請書に添付」、「相続人を特定し、相続関係説明図を作成する」など、具体的な事由を記入するよう心掛けてください。

5　廃除・欠格事由

（1）廃除について

民法 892 条では、遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる、と推定相続人の廃除の規定がされている。

廃除には生前廃除と遺言廃除とある。
生前廃除は戸籍に記載されることにより確認することができる。(P.23 参照)
被相続人は遺言書に遺しておけば、死後相続廃除の取り消しをすることもできる。
遺言廃除は、被相続人の廃除させたい意思と、具体的な理由、遺言執行者が誰であるか、誰を廃除するのかなどを遺言書などの正式な書面に遺しておく必要がある。

遺言廃除の場合、廃除の申立は遺言執行者が行う。
そのため、被相続人は生前に遺言執行者を選んで依頼して置く必要がある。
被相続人の死亡後遺言執行者は、家庭裁判所に「推定相続人廃除の審判申立書」をする。
廃除が認められたら、被相続人の戸籍のある市町村役場に推定相続人の廃除を届け出る。
戸籍に廃除された旨が記載されたら廃除手続は完了となる。
なお、廃除されても代襲相続はできる。

（2）欠格事由

民法第 891 条　次に掲げる者は、相続人となることができない。
一　故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
二　被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
三　詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
四　詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
五　相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

相続欠格事由に該当する者は、特別な手続をしなくても、法律上当然に相続権を失う。
相続発生前に欠格事由が生じたときはその時から、相続開始後に欠格事由が生じたときは、相続開始の時にさかのぼって生じる。相続欠格者は受遺者になることもできないので、遺言によって遺産を受け取ることもできない。廃除と同様、代襲相続はできる。

6　法定相続情報証明制度

全国の登記所(法務局)において、「法定相続情報証明制度」を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなった

法定相続情報(１ページで足りる場合)

被相続人　行政　ユキマサ　法定相続情報

最後の住所
横浜市中区山下町2番地
最後の本籍
横浜市中区山下町2番地
出生　昭和〇年2月22日
死亡　令和〇年〇月〇日
(被相続人)
行政　ユキマサ

住所　横浜市中区山下町2番地
出生　昭和〇年3月3日
(　妻　)
も も

住所　横浜市中区山下町2番地
出生　平成〇年4月4日
(長男　)
エディ　(申出人)

住所　相模原市中央区中央2-11-15
出生　平成〇年5月5日
(長女　)
かけ橋　アール

出生　平成〇年6月6日
死亡　平成〇年7月7日
(二女　)
チョウワ

以下余白

作成日:　令和〇年〇月〇日
作成者: 住所　マゴコロシティ市コスモタウン町1番地
氏名　行政書士　くらし　まもる

法定相続情報(複数ページになる場合)

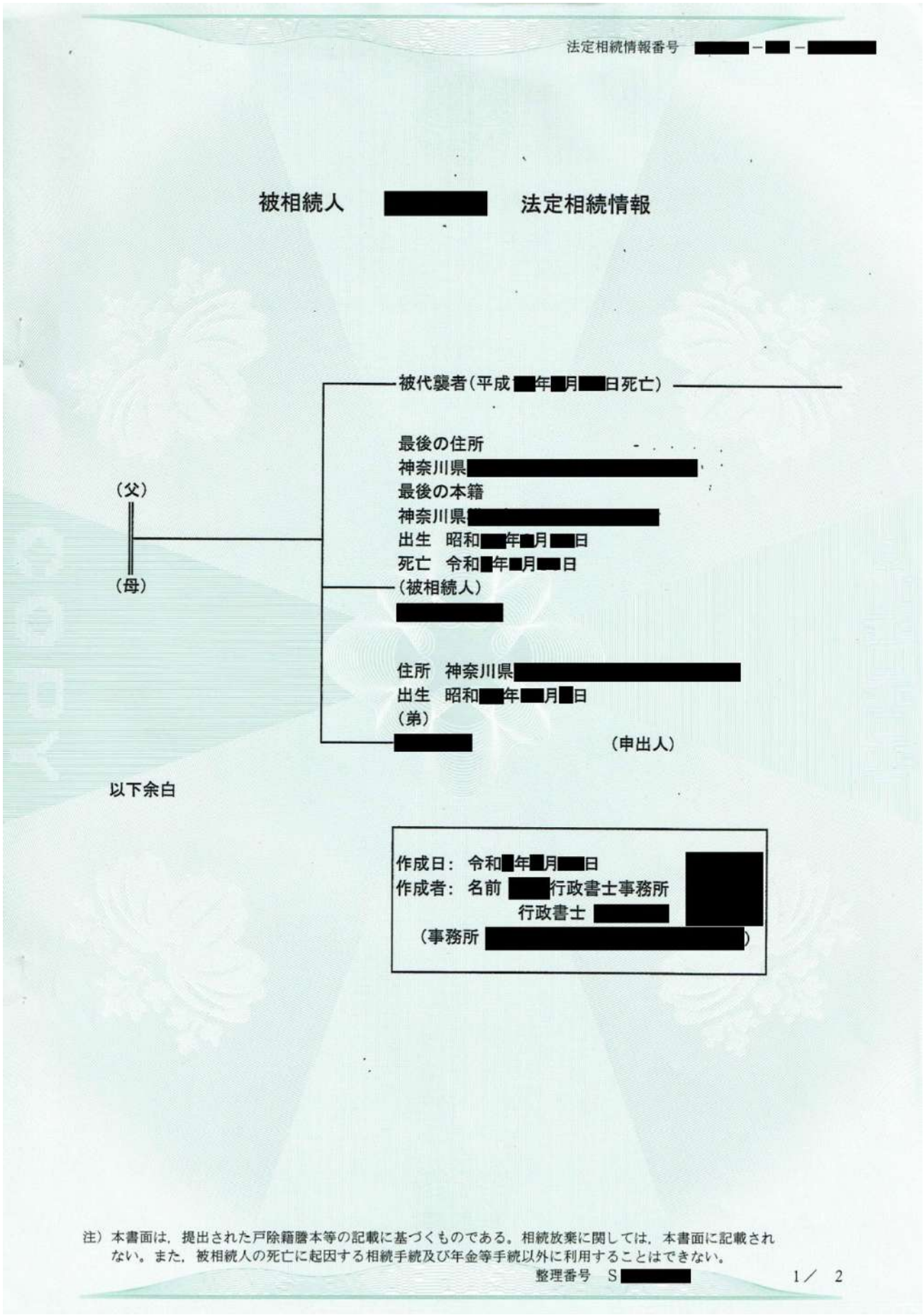

法定相続情報番号 [redacted]

被相続人 [redacted] 法定相続情報

被代襲者(平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日死亡)

最後の住所
神奈川県[redacted]
最後の本籍
神奈川県[redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
死亡 令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(被相続人)
[redacted]

(父)
(母)

住所 神奈川県[redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(弟)
[redacted] (申出人)

以下余白

作成日: 令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
作成者: 名前 [redacted]行政書士事務所
行政書士 [redacted]
(事務所 [redacted])

注) 本書面は, 提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては, 本書面に記載されない。また, 被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号 S[redacted] 1／ 2

法定相続情報番号 [redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(姪・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(甥・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(姪・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(姪・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(甥・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(甥・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(甥・代襲者)
[redacted]

住所 [redacted]
出生 昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日
(姪・代襲者)
[redacted]

以下余白

これは，令和 [redacted]年 [redacted]月[redacted]日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和 [redacted]年 [redacted]月[redacted]日
横浜地方法務局湘南支局

登記官 [redacted]

注）本書面は，提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号 S[redacted] 2／ 2

第５章　相続財産の調査と評価

遺産分割にあたり、相続財産（プラスもマイナスも）の内容とその評価がどのくらいか明らかにし、協議を円滑に進めていくためにおこなう。

１　相続財産となるもの、ならないもの

民法８９６条
相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。
一身に専属したもの：特定の者（相続の場合は被相続人のみ）に帰属する権利のこと

民法で相続財産は上記のように定められているが、税法上の相続財産（相続税のかかる財産）は定義が異なる。
遺産分割協議をするのは民法上の相続財産で、相続税（税理士業務）を考えるときは税法上の相続財産を含めるが、ここでは民法上での相続財産についてのみ触れる。

（１）相続財産となるもの（例）

ア　土地・建物
イ　不動産賃借権
ウ　現金
エ　預貯金
オ　金銭信託
カ　有価証券
キ　貸付金
ク　特許権・著作権
ケ　ゴルフ会員権
コ　自動車
サ　貴金属などの動産
シ　債務（遺産分割協議書定めた負担割合は相続人間で有効。債権者へ対抗するためには債権者の合意要）

民法８９８条
相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。
民法８９９条
各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する

民法４７２条
免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。
２　免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。
３　免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。

（２）相続財産とならないもの（例）

ア　祭祀財産

祭祀財産とは、神や祖先をまつるために必要な財産のこと。具体的には位牌・仏像・仏壇・神棚・十字架・墓地・墓碑・墓石等がある。

民法第８９７条
系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

イ　死亡保険金・退職金（原則）

ウ　遺族給付金・未支給年金

エ　生活保護や年金の受給権

オ　香典・弔慰金・葬儀費用

カ　使用貸借権（民 597 条 3 項。借主が死亡した場合のみ。貸主が死亡した場合は承継されるので注意。）

2　資料の請求と取得

相続人と面談の際、情報や資料を取得しながら相続財産についての調査を始める。被相続人の自宅の郵便物などに目を通すのも有効な調査方法である。【共同相続人がいる場合は、可能な限り立ち会ってもらう方がよい】

（１）預貯金の調査と評価

ア　調査方法

被相続人の通帳、キャッシュカード、郵便物、相続人からの聞き取りなどから金融機関を特定し、口座の照会や残高証明書を取得する。
スマートフォンやＰＣが閲覧可能であれば、ネットバンクのアプリやブックマーク、メールなどが無いか調べる。
【ゆうちょ銀行や、至近距離に金融機関があるが通帳などが見当たらない場合、念のために確認してもよい】

イ　残高証明書取得方法

金融機関に必要書類とともに申請する

必要書類として以下のものを求められることがある。金融機関ごとに異なるので事前に確認が必要である。

残高証明書を発行する口座の通帳又は証書があれば持参
被相続人の死亡の事実が分かる戸籍謄本※
相続人であることが確認できる戸籍謄本※
※法定相続情報一覧図の写しで代用可な金融機関が多い
委任状
代理人の本人確認書類
代理人の印章
代理人の印鑑証明書（職印使用時は職印証明書）

ウ　取得通数

死亡日のもの：一通
残高証明書請求日のもの：一通
死亡日以降、引き出されていることもあるので、両方取得するとより確実。

（2）不動産の調査と評価

ア　調査資料

i　登記済証（権利証）・登記識別情報
ii　登記事項証明書（オンライン、郵送、窓口で取得可能）【詳細は法務局 HP 参照】
iii　固定資産税納税通知書（代理人の本人確認書類、委任状、被相続人と相続人の関係がわかる書類）【詳細は各市区町村の HP 参照】
iv　名寄帳・・・当該市区町村に被相続人が所有する不動産を把握可
v　固定資産評価証明書・・・不動産の公的な評価額の把握
vi　公図・・・不動産の位置関係、土地の形状、道路付確認可

イ　取引価格把握

i　土地

公示価格：国土交通省がと特定の標準値について、毎年１月１日を基準日として公示する。標準地以外の土地は要注意。
固定資産評価額：公示価格のおよそ 7 割のため、７０％で割り戻しおおよその公示価格を算出。

不動産鑑定士による鑑定：有料、時間がかかる。複数の土地があると高額になってしまう。
不動産業者による査定：業者に差が出るので複数社に依頼し、中間値を採用するなどする。
借地の場合：更地の評価額に借地権割合乗じる方法を利用可。

ⅱ　建物・・・固定資産価額が公的評価となる。

（３）動産の調査と評価

ア　調査方法

ⅰ　自動車・バイク：現物や車検証

ⅱ　貴金属・骨董品：現物や鑑定書、貸金庫があれば開扉

ⅲ　その他価値のありそうな動産：現物

イ　評価方法

市場価格、骨董品や美術品は専門家の意見などを参考

（４）権利の調査と評価

株式の調査

証券会社や信託銀行からの郵便物、配当通知書、取引明細書、預貯金口座の取引履歴、確定申告の控えなどを確認。

残高証明書を取得する。

上場株式であれば、証券保管振替機構で被相続人が株式等に係る口座を開設している証券会社、信託銀行等の名称等の情報を開示請求可。（有料）

株券が出てきた場合、上場株式の場合には窓口の証券会社に、非上場株式の場合は発行している会社に連絡をする。

（５）債務の調査と評価

被相続人の通帳の履歴、郵便物、契約書類などを調査。

【被相続人が事業をしていた場合などは、特に事業で交流があった方の話も聞ければよいかと】

また、必要に応じて信用情報機関へ開示請求（有料）をする。必要書類などは各 HP で確認を。

（参考）

株式会社日本信用情報機構（JICC）消費者金融系が多く加盟

https://www.jicc.co.jp/index.html

株式会社シー・アイ・シー（CIC）クレジット会社が多く加盟

https://www.cic.co.jp/index.html

一般社団法人全国銀行協会（全銀協）銀行

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

（６）デジタル財産の調査と評価

ここでは暗号資産について触れる。

ア　暗号資産の調査

郵便物、スマホアプリ、ブラウザのお気に入り、メール、過去の確定申告の控え、預貯金口座の入出金記録、手帳などを調べる。

イ　相続手続

取引所が判明したら、相続発生を連絡し手続書類を郵送してもらう。詳細は各取引所のHP を参照する。

ウ　暗号資産の相続手続の際にしておくとよいこと

ⅰ　残高証明書の発行依頼（日本円の換算レート換算額の記載があるとよい）

ⅱ　被相続人の取引履歴発行依頼

3　財産目録の作成

（1）財産目録作成の目的

遺産分割協議の円滑化、後日の紛争を未然に防ぐために作成する。また相続税申告の要否判断の参考にもなる。

【相続税の対象＝遺産分割対象でないためこれのみで判断は危険】

※遺言執行者は作成・交付要

民法１０１１条
遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。

（2）財産目録作成の注意点

マイナスの財産も記載

項目別に相続財産が特定できるよう詳細に記載

評価額を記載する場合はいつ、何を基準にしたかを記載

財産特有の事情があれば記載

（3）遺産目録の作成例

遺産目録（被相続人　行政　太郎）

作成日　令和〇年〇月〇日

土地

番号	所在	地番	地目	面積	備考
1	横浜市港北区〇〇町△丁目	770 番 7	宅地	165.68 ㎡	固定資産評価額÷0.7 4,870 万円

建物

番号	所在	家屋番号	種類	構造	床面積	備考
1	横浜市港北区〇〇町 △丁目 770 番地 7	770 番 7	居宅	軽量鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺 2 階建	1 階 63.83 ㎡ 2 階 49.80 ㎡	固定資産 評価額 1,250 万円

マンション

番号						備考
1	＜一棟の建物表示＞					令和〇年 4 月 7 日に査定依頼
	所在			建物の名称		
	海老名市中央〇丁目△番地 1			えびなマンション		
	＜占有部分の建物表示＞					
	家屋番号	建物の名称	種類	構造	床面積	〇〇不動産 査定額→ 3,000 万円
	中央〇丁目 △番 1 の 1 9 0 6	1 9 0 6	居宅	鉄筋コンク リート造 1 階建	1 9 階部分 75.36 ㎡	
	＜敷地権の表示＞					☆☆ホーム 査定額→ 2,880 万円
	土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合			
	1	所有権	1 4 3 万 6 6 3 0 分の 7 7 6 5			

預貯金

番号	金融機関名	種類	口座番号（記号番号）	金額（円）	備考
1	〇〇銀行　港北支店	普通預金	1778〇〇〇	1,009,431	相続開始日時点
2	〇〇銀行　港北支店	定期預金	3765〇〇〇	7,502,267	相続開始日時点
3	◇〇銀行	通常貯金	10〇〇〇― 75487〇〇〇	9,985,969	相続開始日時点

株式・投資信託等

番号	発行会社	証券会社	種別	数量	評価額（円）	備考
1	☆☆自動車	○□証券	上場株式	1,000 株	1,110,000	相続開始日最終価格使用

動産・その他

番号	品目	数量	備考
1	自動車 登録番号：横浜○○に 910○ 社名：○○タ 車台番号：GD8P―127○○○ 型式；E―GD○○	1 台	令和○年 4 月 7 日 ▽△自動車査定額 750,000 円
2	ゴルフ会員権 銘柄：○○カントリー倶楽部 種類：個人正会員 会員番号：○○○○		

負債

番号	種別	債権者等	支払日等	残額	備考
1	住宅ローン	住宅金融公庫	毎月 5 日	1,550 万円	死亡日残額
2	入院費未払金	◇○病院	R4 年 9 月 4 日支払済	78,000 円	相続人 A 立替

以上

第６章　具体的相続分の算定と相続方法の選択

1　具体的相続分の算定

具体的相続分とは共同相続人間の公平を図るため、個々の具体的な調整要素を考慮した相続分である。相続人が一人の場合は考える必要はない。

2　具体的相続分に影響を与える規定等

（１）特別受益（民法 903 条）

共同相続人のうち、一部の相続人が被相続人から生前贈与（婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本としての）や遺贈等を受けていた場合、これを持ち戻して遺産分割を計算する。これにより、相続人間の不公平感を抑えることができる。

ア　特別受益がある場合の相続財産の算定

ⅰ　相続財産に生前贈与を加えたものを相続財産とみなす。（以下みなし相続財産という）
※ただし被相続人が持ち戻しをしなくてよいと意思表示していた場合は除く。
（民法９０３条３項）

ⅱ　みなし相続財産に法定相続分を乗じて各相続人の相続分を出す。

ⅲ　生前贈与や遺贈を受けた共同相続人のⅱで算定された相続分から、生前贈与および遺贈を受けた額を控除し、各相続人の具体的相続分を算定する。

生前贈与および贈与額の控除によって，受益相続人の具体的相続分が計算上ゼロまたはマイナスになった場合は、その受益相続人は相続分を受け取ることができない。（民法９０３条２項）
ただし，生前贈与や遺贈を返還する必要はない。

【遺留分を考える場合は持ち戻し期間を考慮する必要あるがここでは解説せず】

民法９０３条
共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

（続き）
２　遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
３　被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

（２）夫婦間贈与（民法９０３条４項）
婚姻期間２０年以上の夫婦の一方が，他方に対して居住用建物またはその敷地を生前贈与していたときは，その生前贈与について明確な持戻し免除の意思表示がなかった場合でも，持戻し免除の意思表示をしたものと推定するもの。

民法９０３条４項
婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

（３）寄与分（民法９０４条２項）
ア　寄与分の主張
主張する寄与行為が相続開始前であること、客観的な裏付け資料の提出が必要。

イ　療養看護について
親族としての当然の範囲（民法７５２条、８７７条）のものは含まれない。

ウ　要件（実務上）
ⅰ　その寄与行為が被相続人にとって必要不可欠だったこと
ⅱ　特別な貢献であること
ⅲ　寄与行為が一定期間以上であること
ⅳ　片手間ではなくかなりの負担があったこと
ⅴ　寄与行為と被相続人の財産の維持・増加に因果関係があること

民法９０４条２項
共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。
２　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

（続き）
３　寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
４　第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があった場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。

（４）相続分の譲渡（民法９０５条）
譲渡人の相続分が譲受人に移転する。譲渡人は遺産分割協議に参加しない。
共同相続人以外に譲渡された場合、第三者の譲受人が遺産分割協議に参加することになるが、他の共同相続人はその価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

民法９０５条
共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。
２　前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。

（５）特別寄与分（民法１０５０条）
相続人以外の親族（民法７２５条）が被相続人の療養看護や労務の提供を無償でしていた場合に特別の寄与に対する対価を請求できる。
労務提供型の場合のみ対象であり、被相続人に対する財産給付は対象とならない。

民法１０５０条
被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。
２　前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。
３　前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
４　特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
５　相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

民法７２５条
次に掲げる者は、親族とする。
一　六親等内の血族
二　配偶者
三　三親等内の姻族

3　相続方法の選択

単純承認、限定承認、相続放棄がある。
単純承認：被相続人のプラスとマイナスの財産すべてを無条件、無制限に承継すること。
限定承認：プラスの相続財産の限度で被相続人の債務、遺贈の負担を受け継ぐこと。
相続放棄：相続開始後に相続人が相続の効果を拒否すること。

民法９１５条
相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

（1）単純承認（民法９２０、９２１条）
被相続人の権利義務を無限に承継するとの相続人の意思表示。
意思表示方法は何らかの形で意思表示されればよい。意思表示がなされなくとも、限定承認か相続放棄をせず熟慮期間の経過により単純承認とみなされる。また相続財産を処分（保存行為及び民法６０２条に定められた期間を超えない賃貸を除く）した場合は、単純承認とみなされる。
相続財産の処分にあたるかは、相続財産の規模や当該処分財産の多寡などによって判断されるため、相続放棄もしくは限定承認を検討している際は細心の注意を要する。

民法９２０条
相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

民法９２１条
次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。
一　相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。
二　相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。
三　相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後は、この限りでない。

民法６０２条
処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。
一　樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借　十年
二　前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借　五年
三　建物の賃貸借　三年
四　動産の賃貸借　六箇月

（２）限定承認（民法９２２条）
共同相続人の全員が共同して、最後の住所地の家庭裁判所へ申述する。
自己のために相続の開始があったことを知ったときから３か月以内にしなければならない。

民法９２２条
相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる

相続財産がプラスかマイナスか不明の場合、選択肢となるが、下記のようなメリット・デメリットがある。

メリット
限定承認手続を行っていれば、相続財産がマイナスであることが後に判明しても、相続人は相続によって得た財産の限度でその債務を弁済すればよい。

デメリット
すべての相続人が共同して申請する必要があり、反対意見があれば手続できない。
申述の際、財産目録を作成、提出しなければならない。
相続財産を売却する必要があるときは競売に付す必要がある。（鑑定人の評価に従って弁済することで止めることはできる）
など

（３）相続放棄（民法９３８、９３９条）
被相続人の最後の住所地の家庭裁判所へ申立てる。申立人は各相続人。
自己のために相続の開始があったことを知ったときから３か月以内にしなければならない。

民法９３８条
相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

民法９３９条
相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

※代襲相続発生しない

ア　相続の開始後に、相続の効力を相続人が拒否する行為。相続人全員でする必要はなく相続人がそれぞれ個別にできる。
イ　プラスの財産もマイナスの財産も全て承継しなかったことになる。
ウ　相続放棄を検討する可能性がある場合、単純承認したものとみなされないよう相続財産の扱いに注意する。
エ　その他
　ⅰ　第一順位の相続人（子）全員が相続放棄→第二順位相続人が相続人になる
　ⅱ　第二順位の相続人（両親等直系尊属）全員が相続放棄→兄弟姉妹（兄弟姉妹死亡の場合は甥姪）が相続人になる
オ　管理継続義務に注意

民法９４０条
相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

【相続放棄と相続分の放棄は違うので注意】
相続分の放棄の場合は、相続人としての地位を失うことはなく、相続債務について負担義務がある。
遺産分割協議で一部の相続人に全債務を承継させることにしていても、相続分譲渡で相続債務を譲受人に移転させても、債権者の同意がなければ債務を免がれない。
また相続分放棄者の相続分は残りの相続人に対して相続分に応じて帰属する。

第７章　　遺産分割協議書の作成

1　遺産分割協議書の作成のポイント

被相続人の財産の調査と相続人の確定が済むと、相続人間の分割の合意をとりまとめます。書き方に法的な決まりはありませんが、相続人の誰が、どの財産を、どのように引き継ぐか、明確に示すことが大切です。

また、遺産分割協議書に預金額（相続発生時の残高）を必ず書く必要はありません。しかし、例えば相続税申告が必要な場合などは、預金額や経過利息額等を明記した方が良い場合もあります。ただし、遺産分割後に利息や、手数料などによって金額が動くことがあるので、書類が不備と判断されないよう、気をつけてください。

遺産分割協議書

本籍地　　神奈川県厚木市中央２３４番地の５
最後の住所　神奈川県海老名市中央〇丁目△番地□号
生年月日　　昭和３５年２月２４日
相続開始日　令和５年１月１５日
被相続人　　吉田　五郎

上記の者の相続人全員は、被相続人の財産につき、全員で協議を行った結果、次のとおり分割することに合意した。

１．下記相続財産は、相続人吉田　松陰が相続する。

（１）土地

所　　在　　神奈川県海老名市中央
地　　番　　３３０番２
地　　目　　宅地
地　　積　　１２４．４３平方メートル

（２）建物

所　　在　　神奈川県海老名市中央
家屋番号　　３３０番２
種　　類　　居宅
構　　造　　木造スレート葺２階建
床 面 積　　１階　４５．２３平方メートル
　　２階　４４．４５平方メートル

２．下記相続財産を含む一切の金融資産（現預金、有価証券、国債を含む）は、相続人吉田茂雄及び相続人吉村松子が持分２分の１ずつ相続する。

（１）預貯金

	金融機関名	支店名	種別	口座番号等
１	行政銀行	海老名支店	定期預金	123456
２	冨士三銀行	海老名支店	普通預金	654321
３	AKAZAWA 銀行	海老名支店	普通預金	687654

（２）有価証券等

	金融機関名	支店名	種別	証券番号等
１	旧銀行京都	横浜支店	投資信託	664562
２	さくら証券	横浜支店	株式	235326
３	マークウェスト証券	瀬谷支店	株式	870323

３．今後、上記以外の遺産が新たに発見されたときは、相続人全員の協議のうえ、取得者を決定する。

上記のとおり合意がされたことを明確にするため、本協議書を作成し、各相続人がこれに署名捺印する。

年　　月　　日

相続人　【住所】

【氏名】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

相続人　【住所】

【氏名】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

相続人　【住所】

【氏名】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

2　遺産分割協議証明書の作成のポイント

遺産分割の内容が整い、全員の署名、捺印を必要とするとき、相続人が全国にいる、または多数の相続人がいる場合、一枚の遺産分割協議書を持ち回りで署名、捺印をしてもらうには、時間もかかり、紛失のリスクもあります。そのようなときに利用できるのは「遺産分割協議証明書」です。

一枚の書面に、相続人 1 人が署名する事で、その相続の協議に同意したことが証明されます。すべての相続人の書面が集まれば、「遺産分割協議書」と同様の効果を得ることができます。

遺産分割協議証明書

被相続人故原 邦夫（令和５年２月６日死亡）の遺産につき、相続人（妻）原良子、代襲相続人（孫）原 信二、相続人（次男）原 大五郎、相続人（長女）伊達 久美子の相続人全員で遺産分割協議を行い、以下の通り成立したことを証明する。

1、相続人原信二は、次の遺産を取得する。

（1）土地

所　　在：神奈川県座間市間座町 1 丁目

地　　番：３２番５６

地　　目：宅地

地　　積：339.37 平方メートル

（2）建物

所　　在：神奈川県座間市間座町 1 丁目３２番５６

家屋番号：３２番５６

種　　類：居宅

構　　造：木造瓦葺 2 階建

床 面 積：1 階 85.09 平方メートル・2 階 72.79 平方メートル

2、　被相続人原 邦夫の配偶者原良子は、下記の建物の配偶者居住権を取得する。なお、存続期間は遺産分割協議の成立日から原良子の死亡する日までとする。

所　　在：神奈川県座間市間座町１丁目３２番５６

家屋番号：３２番５６

種　　類：居宅

構　　造：木造瓦葺 2 階建

床 面 積：1 階 85.09 平方メートル・2 階 72.79 平方メートル

3、相続人原 大五郎は、次の遺産を取得する。

（1）定期預金

渋谷銀行渋谷支店、定期預金、口座番号 2435678 号

（2）株式

政行産業株式会社、普通株式、10000 株

3、相続人伊達 久美子は、次の遺産を取得する。

第三回個人向け利息付き国債（変動・10 年）、300 万円、YUKI 証券株式会社

4、相続人原 良子は、次の遺産を取得する。

（1）普通乗用車

車　　名：トンダ

車両番号：横浜 501-う 1234

車台番号：ZKJ９７−６７７９５３

（2）現金 500 万円

5、本協議書に記載なき遺産並びに後日判明した遺産は、相続人原 良子が取得する。

以上

上記協議の成立を証するために本書面 4 通を作成し、各記名押印して各自 1 通を保管する。

令和５年５月３０日

神奈川県大和市大和町８丁目９番３号

相続人　原　良　子

実印

3　配偶者居住権を遺産分割協議書に記載する場合

配偶者居住権とは

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を、配偶者の死亡までまたは一定の期間、その使用を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割によって、配偶者に配偶者居住権を取得させることができます。
被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

（配偶者居住権）
民法１０２８条
　被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。
一　遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
二　配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
２　居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。
３　第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

配偶者居住権の取得方法

（１）遺産分割協議で、配偶者居住権を取得したとき
（２）被相続人が遺言書で、配偶者居住権を遺贈の目的としたとき

（１）遺産分割での取得
配偶者居住権の遺産分割協議書記載例
「相続人行政花子は、相続開始時に居住していた次の建物の配偶者居住権を取得する。配偶者居住権の存続期間は、被相続人行政太郎の死亡日（または遺産分割協議成立の日）から相続人行政花子の死亡日までとする。」のように記載します。

なお、期間の指定があっても配偶者の死亡により終了します。
第三者に建物を使用・収益させる場合は、特約事項として「第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる。」と記載することができます。

（２）遺言書での取得

配偶者居住権の遺言書による取得の記載例

「遺言者は、遺言者の所有する次の建物について、配偶者居住権を次の内容で配偶者行政花子に遺贈する。存続期間は、配偶者居住権者の死亡時までとする。」のように記載します。

配偶者居住権の条件

配偶者のみが取得可能

被相続人の所有していた建物であり、配偶者が被相続人と同居していたことが条件です。

第三者への対抗要件は登記によります。

配偶者は、無償で居住建物の使用収益をすることができるが、配偶者居住権は譲渡することはできません。

配偶者短期居住権　とは

配偶者短期居住権とは、配偶者が被相続人の所有する建物に居住していた場合、遺産分割協議の終了又は、被相続人の死亡後６か月間までは無償で建物に住み続けることができる権利のことをいいます。

遺言書などで配偶者以外の第三者が建物の所有権を相続した場合、第三者はいつでも配偶者短期居住権を消滅させるよう申し入れすることができますが、その場合であっても、残された配偶者は申し入れを受けた日から６か月間は無償で建物に住み続けることが可能です。

（配偶者短期居住権）

民法第１０３７条

　配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下この節において「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

（続き）

一　居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日

二　前号に掲げる場合以外の場合第三項の申入れの日から六箇月を経過する日

２　前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。

３　居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

第８章　遺産の承継及び名義の変更

1　金融資産の相続

銀行等の相続手続については、各金融機関により少しずつ異なりますので、各金融機関に確認することが必要です。

一般的な銀行や信用金庫等の相続手続の例では、まず被相続人の死亡を金融機関に通知し、窓口に出向き、または郵送により、委任状や戸籍・除籍謄本、被相続人の通帳、受任者の印鑑証明書等を提示して、相続届（例相続手続請求書、等の名称）と残高証明書発行依頼書を入手するところから始まります。この通知により、口座取引が凍結されますので注意が必要です。具体的には、「(1) 金融機関に提出する書類一覧」に示すとおり、遺産分割協議完了の場合は協議書を、遺言がある場合は、公正証書遺言や家裁の検認済証明書を付した自筆遺言を各金融機関の書式の相続届等に添付し手続します。

必要な書類のうち相続人から預かる書類には、預かり証を作成し、お渡ししておきます。

また、遺言書は、作成していないものだと相続人が思っていたため、遺産分割協議を行い相続手続を完了したのちに遺言書が出てきた場合に大変な問題になりますので、受任した際には必ず相続人に遺言書の有無を確認し、検索の希望や、曖昧な回答があった場合には、公正証書に関しては「遺言検索システム」、自筆証書遺言に関しては、「遺言書情報証明書」「遺言書保管事実証明書」の案内をし、受任者の帰責を問われないようにしましょう。

残高証明書は相続財産の目録作成や相続税申告に必要なので、必ず取得します。相続手続の委任状には、必ず残高証明書取得の件も記載しておきます。

そして、現在多くの金融機関では、相続手続の申込をすると、郵送での対応を推奨されるようになりました。郵送の場合、手続が現在どこまで進み、いつ完了する予定か、依頼者に説明しにくいというデメリットはありますが、窓口に予約し時間を確保して出向くことなく手続ができる点では便利です。

（１）金融機関に提出する書類一覧

委任状
戸籍謄本（相続人の範囲を証明するもの）
印鑑登録証明書
通帳・キャッシュカード・預金証書等
相続届（相続手続請求書、相続に関する依頼書等の名称）
遺産分割協議書・公正証書遺言・検認済証明書添付の自筆遺言書等
受任者の印鑑登録証明書または職印証明書
受任者の実印または職印証明書
受任者の運転免許証・行政書士証票

（２）相続届（相続手続請求書）の例

原則相続人全員の署名と実印押印が必要な書式となっていますが、相続人全員からの委任状や、遺

言執行者からの委任状により、相続届は受任者が単独で記入し受任者の実印または職印を押印することができます。

大部分の金融機関では、記載方法の例も提示されますので、そちらに従って記入し、訂正事項が多いと訂正印等で見づらくなるため、不明点は適当に記入せず、問い合わせしてから記入したほうがよいでしょう。

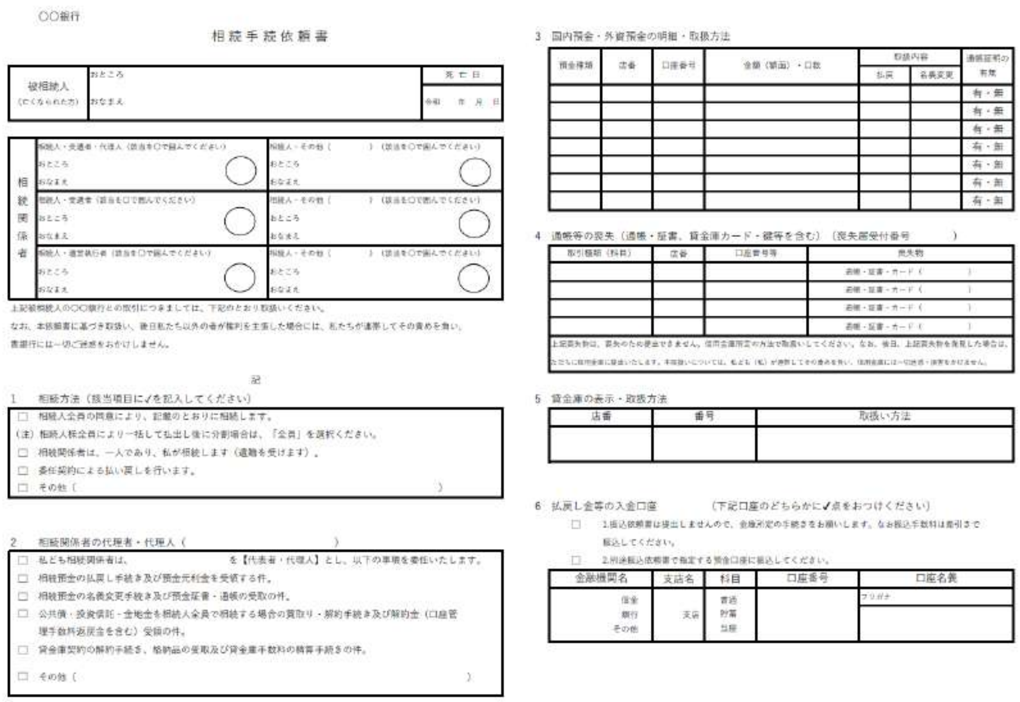

〇〇銀行

相続手続依頼書

被相続人（亡くなられた方）	おところ おなまえ	死亡日 令和　年　月　日

相続関係者		
	相続人・受遺者・代理人（該当を〇で囲んでください） おところ おなまえ	相続人・その他（　　）（該当を〇で囲んでください） おところ おなまえ
	相続人・受遺者（該当を〇で囲んでください） おところ おなまえ	相続人・その他（　　）（該当を〇で囲んでください） おところ おなまえ
	相続人・遺言執行者（該当を〇で囲んでください） おところ おなまえ	相続人・その他（　　）（該当を〇で囲んでください） おところ おなまえ

上記被相続人の〇〇銀行との取引につきましては、下記のとおり取扱いください。
なお、本依頼書に基づき取扱い、後日私たち以外の者が権利を主張した場合には、私たちが連帯してその責めを負い、貴銀行には一切ご迷惑をおかけしません。

記

1　相続方法（該当項目に✓を記入してください）

□　相続人全員の同意により、記載のとおりに相続します。
（注）相続人様全員により一括して払出し後に分割場合は、「全員」を選択ください。
□　相続関係者は、一人であり、私が相続します（遺贈を受けます）。
□　委任契約による払い戻しを行います。
□　その他（　　　　）

2　相続関係者の代理者・代理人（　　　　）

□　私ども相続関係者は、　　　　を【代表者・代理人】とし、以下の事項を委任いたします。
□　相続預金の払戻し手続き及び預金元利金を受領する件。
□　相続預金の名義変更手続き及び預金証書・通帳の受取の件。
□　公共債・投資信託・金地金を相続人全員で相続する場合の買取り・解約手続き及び解約金（口座管理手数料返戻金を含む）受領の件。
□　貸金庫契約の解約手続き、格納品の受取及び貸金庫手数料の精算手続きの件。
□　その他（　　　　）

3　国内預金・外貨預金の明細・取扱方法

預金種類	店番	口座番号	金額（額面）・口数	取扱内容		通帳証明の有無
				払戻	名義変更	
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無

4　通帳等の喪失（通帳・証書、貸金庫カード・鍵等を含む）（喪失届受付番号　　　）

取引種類（科目）	店番	口座番号等	喪失物
			通帳・証書・カード（　　）
			通帳・証書・カード（　　）
			通帳・証書・カード（　　）
			通帳・証書・カード（　　）

上記喪失物は、喪失のため提出できません。信用金庫所定の方法で取扱いしてください。なお、後日、上記喪失物を発見した場合は、ただちに信用金庫に提出いたします。本取扱いについては、私ども（私）が連帯してその責めを負い、信用金庫には一切迷惑・損害をかけません。

5　貸金庫の表示・取扱方法

店番	番号	取扱い方法

6　払戻し金等の入金口座　（下記口座のどちらかに✓点をおつけください）

□　1.振込依頼書は提出しませんので、金庫所定の手続きをお願いします。なお振込手数料は差引きて振込してください。
□　2.別途振込依頼書で指定する預金口座に振込してください。

金融機関名	支店名	科目	口座番号	口座名義
信金 銀行 その他	支店	普通 貯蓄 当座		フリガナ

（３）払戻し等の完了まで

書類を揃えて提出すると、金融機関により必要とする日数はまちまちですが、払戻し手続や名義変更等の手続が完了します。

払戻しの場合、代表相続人や各相続人への振込となりますが、振込手数料が発生するため、手続の報告や目録作成時には手数料を明確に記載します。

手続の完了まで、相続人は、どこまで手続が進んでいるか気にすることが多いものですので、受任した際は手続の途中、何度でも依頼者に経過報告等を行い、相続人を不安にさせないで、信頼を得る意味でも、相続手続業務の中ではかなり重要なことです。

2　ゆうちょ銀行について

相続手続の流れ

相続手続の大まかな流れは、次の通りです。

【相続預金を、代表相続人の通常預金へ入金の場合】

①　相続確認表を窓口に提出する。

②　必要書類の案内がセンターより送られてくる。

③　必要書類の準備と、貯金等相続手続請求書へ記入して、郵便局の窓口に提出。

④　払戻金を通常預金に入金

（1）口座解約手続

ア）「相続確認表」を窓口に提出する。

ゆうちょ銀行では、相続確認表を提出する事によって、相続手続が開始されます。相続確認表は、ゆうちょ銀行のホームページからダウンロードするか、窓口で受け取れます。記入内容は、法定相続人の説明です。遺言書の有無、被相続人に関する情報、及び貯金情報を明記します。

イ）　必要書類一覧表にそって、必要書類を集めてください。

ウ）　必要書類を用意し、ゆうちょ銀行の窓口に提出してください。窓口にて、確認の作業が行われます。郵送はできません。

エ）貯金事務センターにおいて、解約の手続が完了すると、払戻金が、代表相続人等の通常貯金へ入金されます。現金を受け取る場合は、後日事務センターより『払戻証書』が送られてきますので、ゆうちょ銀行または、郵便局の貯金窓口にて払い戻しを受けます。

相続確認表について

相続確認表(ご記入要領)　<集中処理用>

◎ この『相続確認表』は、貯金等の相続手続のため、被相続人様(亡くなられた方)を中心とした全ての相続人様の関係をご記入いただくものです。

◎ 下記の記入要領にしたがい、ご記入ください。(書き損じの際は、二重線で抹消の上、訂正してください(訂正印は不要です。))。
※ 後日、戸籍謄本等により、内容に誤りがないことを確認させていただきますが、手続をスムーズに進めるため、正確にご記入ください。

1 1枚目(1/2)の用紙の記入要領

A 「遺言書などの有無の確認」欄	○ 今回の相続に際して、相続人間の紛議の有無、遺言書、遺産分割協議書または調停調書・審判書の有無をレ印でご記入ください。
B 「被相続人」欄	○ 被相続人(亡くなられた方)のおところ(※)・お名前・生年月日・死亡年月日をご記入ください。 ※ 被相続人様がお亡くなりになられた時点におけるご住所をご記入ください。 ※ 被相続人様が外国籍の方である場合、「外国籍」欄にレ印でご記入ください。
C 「代表相続人」欄	○ 代表相続人のおところ・お名前・ご連絡先等をご記入ください。 ※ 代表相続人とは、貯金等の相続手続を行っていただく方です。相続対象の貯金等については、この代表相続人様に払戻しをしていただくか、通帳等の名義を代表相続人様の名義に書き換えていただくことになります。
D 「配偶者」欄	○ 被相続人の配偶者(夫または妻)のお名前をご記入ください。
E 「第1順位」欄	○ 被相続人のお子様のお名前をご記入ください。(養子や認知したお子様も含まれます。) 第1順位の相続人がいらっしゃる場合、「第2順位」欄および「第3順位」欄へのご記入は不要です。
F 「代襲相続」欄	○ 第1順位の相続人であるお子様がすでにお亡くなりで、その方にお子様(お孫様)がいらっしゃる場合は、お孫様が相続人(代襲相続人)となりますので、お孫様のお名前をご記入ください。
G 「第2順位」欄	○ 被相続人の父母のお名前をご記入ください。第2順位の相続人がいらっしゃる場合、「第3順位」欄へのご記入は不要です。 ○ 第1順位である相続人(お子様)がいらっしゃらない場合は、第2順位である相続人(父母)が相続人となります。

※1 ご記入いただいた相続人等が亡くなられている場合、相続人等氏名記入欄の「死亡」にレ印でチェックいただき、死亡年月日をご記入ください。
※2 相続人が次に該当する場合は、各氏名記入欄の該当項目をレ印でチェックしてください。
・未成年の方　・海外居住の方　・相続放棄された方　・成年被後見人の方
なお、行方不明でご連絡が一切取れない方がいる場合は、(　)内に「行方不明」、養子や認知された方がいる場合は「養子」又は「認知」のようにご記入ください。
相続放棄とは、被相続人が亡くなったことを知ってから3か月以内に、家庭裁判所に対し「被相続人の権利や義務を一切受け継がない」旨を申述することによって相続の権利を放棄することです。相続人間の話し合いによって相続財産を受け取らないことになった相続人は、該当しません。

2 2枚目(2/2)の用紙の記入要領

H 「祖父母」欄	○ 第2順位の相続人である父母がすでにお亡くなりで祖父母がいらっしゃる場合は、祖父母が相続人となりますので、祖父母のお名前をご記入ください。
I 「第3順位」欄	○ 被相続人の兄弟姉妹のお名前をご記入ください。 ○ 第1順位(お子様)、第2順位(父母)である相続人がいらっしゃらない場合は、第3順位である相続人(兄弟姉妹)が相続人となります。
J 「代襲相続」欄	○ 第3順位の相続人である兄弟姉妹がすでにお亡くなりで、その方にお子様(甥姪)がいらっしゃる場合は、甥姪が相続人(代襲相続人)となりますので、甥姪のお名前をご記入ください。
K 「ご来局されたお客さま」欄	○ ご来局いただきましたお客さまのおところ・お名前・ご連絡先等をご記入ください。 ※「代表相続人」欄の方と同一人である場合は、記入不要です。
L 「遺言執行者」欄	○ 遺言執行者が指定されている場合は遺言執行者様のおところ、お名前、ご連絡先等をご記入ください。

3 3枚目(『相続貯金等記入票』)の様式の記入要領

※ 3枚目の記入は、貯金・国債・振替口座等の場合に限ります

この用紙には、相続の対象となる貯金等(被相続人名義の貯金等)の通帳等の記号番号および相続に当たってのお取扱い内容をご記入ください。

M 欄	○ 貯金等の種類を「通常貯金」「担保定額・定期貯金」「定額・定期貯金」「積立貯金」「国債」「振替口座」のようにご記入ください。
N 欄	○ 通帳等の記号番号をご記入ください。 ○ 「担保定額・定期貯金」及び「定額・定期貯金」については、証書番号をご記入ください。
O 欄	○ 通帳又は貯金証書等がお手元にあるかどうか(紛失されていないかどうか)をレ印でご記入ください。
P 欄	○ 相続貯金等のお受取りはご指定の通常貯金口座への振込となります。 払戻証書の発行又は名義書換を希望される場合は、備考欄に「払戻証書」又は「名義書換」とご記入ください。 ※1 通常貯金通帳は、原則、名義書換のお取扱いはできません。 ※2 貯金のご利用限度額は、お一人様通常貯金と定期性貯金それぞれ1,300万円となっておりますので、名義書換の場合は、代表相続人様と被相続人様の貯金の合計金額が、通常貯金と定期性貯金それぞれ1,300万円以下となるようにお願いいたします。 ※3 国債・投資信託は、名義書換(投資信託は移管)のみのお取扱いとなります。
Q 欄	○ 投資信託の利用の有無等をレ印でご記入ください。
R 欄	○ 被相続人名義の貯金等で記号番号が分からない貯金等の有無をレ印でご記入ください。 ※1 調査には「貯金等照会書」の提出が必要です。 ※2 調査には時間を要しますので、記号番号が特定できている場合は「なし」にレ印をご記入ください。 ※3 調査結果は相続手続きに必要な書類のご案内に同封して送付いたします。

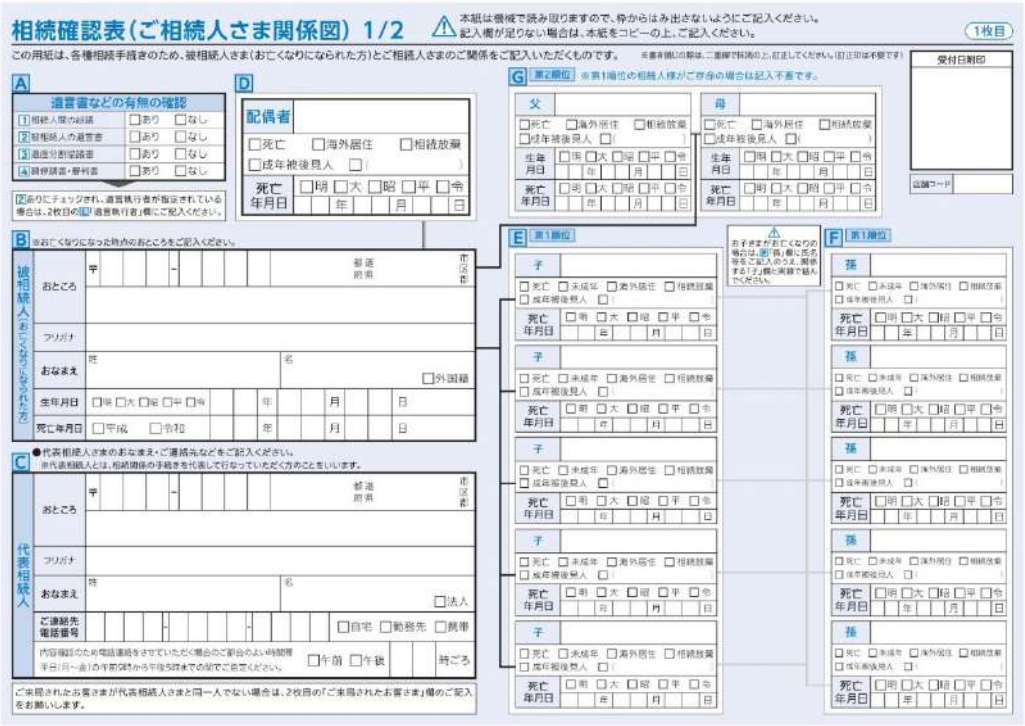
相続確認表（ご相続人さま関係図）1/2
本紙は機械で読み取りますので、枠からはみ出さないようにご記入ください。
記入欄が足りない場合は、本紙をコピーの上、ご記入ください。
1枚目
この用紙は、各種相続手続きのため、被相続人さま（お亡くなりになられた方）とご相続人さまのご関係をご記入いただくものです。
受付日割印
A
遺言書などの有無の確認
D
配偶者
G 第2順位
父
母
E 第1順位
F 第1順位
B
被相続人（お亡くなりになられた方）
C
代表相続人

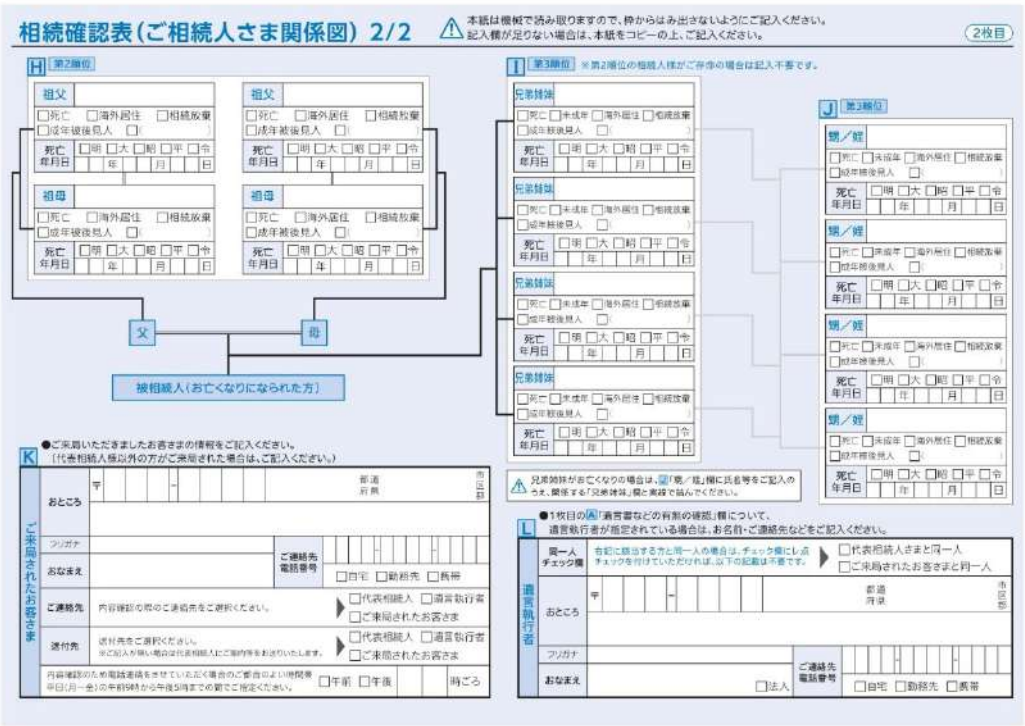
相続確認表（ご相続人さま関係図）2/2
本紙は機械で読み取りますので、枠からはみ出さないようにご記入ください。
記入欄が足りない場合は、本紙をコピーの上、ご記入ください。
2枚目
H 第2順位
祖父
祖母
I 第3順位
J 第3順位
父
母
被相続人（お亡くなりになられた方）
K
ご来局されたお客さま
L
遺言執行者

相続貯金等記入票

※3枚目の記入は、貯金・国債・投資信託・新貯口座等の場合に限ります。　⚠本紙は機械で読み取りますので、枠からはみ出さないようにご記入ください。　(3枚目)

この用紙には、相続の対象となる貯金等(被相続人名義の貯金等)の通帳等の記号番号をもれなくご記入ください。
※太枠内についてご記入ください。
※振替口座には、通帳又は証書はございません。
※払戻証書の発行又は名義書換を希望される場合は、P備考欄に「払戻証書」又は「名義書換」とご記入ください。(通常貯金は、原則、名義書換できません。)
(国債・投資信託は名義書換(投資信託は移管)のみのお取り扱い」となります。)

⚠ M欄が「通帳式の定額・定期貯金」「担保定額・定期貯金」の場合に証書番号をご記入ください。(記入例 ①:01～05、記入例②:01)
M欄は略称記入可。(通常貯金→通常、担保定額・定期貯金→担保など)

M 貯金等の種類	N 通帳等の記号番号 ※再発行番号は記載不要。	証書番号	O 通帳又は貯金証書等の有無	P 備考	※お客さまのご記入は不要です。 取扱店使用欄 支払停止の済否	貯金事務センター使用欄 税区分	その他
	-	-	□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
	-	-	□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
	-	-	□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
	-	-	□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
	-	-	□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
	-	-	□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
その他 ( )			□あり □なし(紛失)		□済 □否( )	□非課税 □過去非課税	
投資信託の有無 Q	□あり ⇨ 投資信託口座番号・保有しているファンド名はお分かりですか。(取引残高報告書等に記載されています。) □なし ⇨ 特に対応は必要ありません。 □不明 ⇨ 「貯金等照会書」に必要事項をご記入の上、提出してください。※調査には2週間程度を要します。このため、「必要書類のご案内」の郵送には、その分追加でお時間をいただきますので。		□分かる／□一部はあるがファンドはない □分からない		取扱店使用欄 特記事項 葬儀 □ 仮払 □		
記号番号不明の貯金等の有無 R	□あり ⇨ 「貯金等照会書」に必要事項をご記入の上、提出してください。 ※貯金等の調査には2週間程度を要します。このため、「必要書類のご案内」の郵送にはその分追加でお時間をいただきますので、不明の貯金等がない場合は「なし」に✓印をご記入ください。 □なし				窓口案内状況		

[相続Navi]コード:52013 改正年月:2022.10.1

(取扱店→受持貯金事務センター)

記号番号不明な貯金がなければ、本書の記入・提出は不要です。

A

貯金等照会書（相続用）

受付番号

調査対象者欄の「おなまえ」、「お届けのおところ」および「生年月日」に基づき、調査対象者名義の貯金等の預け入れの有無および貯金通帳等の記号番号を調査してください。（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が管理している郵便貯金については、同機構に調査を請求します）

ご請求者

相続確認表に記載いただいた内容で、貯金等照会書の請求者欄に該当する内容にチェックしてください。

□「代表相続人」欄と同一
□「ご来局されたお客さま」欄と同一
□「遺言執行者」欄と同一

ご請求印

※残高証明が必要な場合は料金引落口座（通常貯金または通常貯蓄貯金に限る）のお届け印を押してください。

調査対象者（被相続人）

おなまえ	フリガナ 氏名　様	※旧姓等を使用していた可能性がある場合のみご記入ください。 フリガナ 旧氏名　様	
お届けのおところ ※転居前、住居表示変更前または通称のご住所でお届けされている可能性がある場合は、その内容もご記入ください。	郵便番号	住所（旧住所含む）	電話番号
	ー		ー　ー
	ー		ー　ー
	ー		ー　ー
生年月日	□大正　□昭和　□平成　□令和　年　月　日		
おなまえの調査パターン	※「おなまえ」欄に記入した名義とは異なる名義で口座開設されている可能性がある場合に、そのおなまえをご記入ください。（雅号やペンネーム、法人名の一部を略して使用している場合など）		

調査内容

※調査は、当行における調査実施日時点(原則受付日の2～3日後)で未解約のものを調査します。

調査対象とする貯金等の種類	□通常貯金　□定額・定期貯金（担保定額・定期貯金を含む。）　□国債 □投資信託　□振替　□その他（　　）		
(分かる範囲でご記入ください)	○預入年月 □昭和　□平成　□令和　年　月頃	○預入取扱局 局（店）	○預入金額 円
お手持ちの貯金等の記号番号	※調査対象とした貯金の種類で、現在お手持ちの通帳又は証書の記号番号をご記入ください。		

【以下の欄は、必要な場合のみご記入ください】

調査日・期間の指定 □要 ※過去日時点の調査が必要な場合、理由をご記入ください。 ※元号に丸を付けてください	①調査日指定　※受付日から10年以内をご指定可能です。 年　月　日	②調査期間指定　※2013年1月1日以降からご指定可能です。 年　月　日～　年　月　日
	（日付指定理由）□相続貯金確認のため　□その他（　　）	
残高証明書の発行 □要 ※証明書の発行には、1通につき次の料金がかかります。（貯金・振替、国債（記号番号単位）、投資信託⇒1,100円）	発行通数　通	証明日　□　年　月　日
	発行料金の引落口座の記号番号 （通常貯金または通常貯蓄貯金に限る）	ー
	時価評価額の表示の有無 ※投資信託の残高証明書の発行を希望する場合に限り、ご記入ください。	□基準価額に基づき計算した時価評価額の表示を希望します。 □解約価額に基づき計算した時価評価額の表示を希望します。

＜取扱店使用欄＞

							日　附　印
確認書類	請求人証明書類（貯対不要）	（確認書類）・証明書類［　　］ ・発行者名［　　］ ・発行番号［　　］ ※相続の場合の確認書類［□　戸籍謄本 □　法定相続情報一覧図の写し □　その他（　　）］	□ 種目（９５）入力 ※相続における支払停止の場合に入力	検査		受付	
備考							

（取扱郵便局・取扱店→受持貯金事務センター）【規程Naviコード：52013　改正年月：2023.10.1】　ゆうちょ銀行

エ）　提出されると、相続手続が開始されたことになり、口座が凍結されます。

オ）　ゆうちょ銀行貯金事務センターより、「必要書類のご案内」が郵送されてきます。

必要書類についての説明

必要書類一覧表（1/1）

相続手続きに必要な書類は要否欄に○がある書類ですので、ご準備をお願いします。
ご用意いただいた書類の部数を部数欄にご記入ください。
※各種提出書類は原本を郵便局貯金窓口またはゆうちょ銀行へご持参ください。
　窓口において、コピーを取得し、ご返却いたします。
※相続確認表と同時にご提出いただいた必要書類（戸籍謄本等）については改めてご準備いただく必要はございません。
※必要書類は貯金事務センターで確認しますので、不備等があった場合は追加で書類をいただくことがございます。ご了承ください。

NO	書類名	要否	部数	お客様確認欄	取扱店確認欄	備考
1	戸（除）籍謄本または法定相続情報一覧図写し ・被相続人様の初婚（未婚の場合は１６歳）からお亡くなりになるまでつながる謄本	○	※提出される部数をご記入ください	□	□	※複数の方が同一の書類で確認できる場合は、各人での取得は不要です。
2	印鑑登録証明書※発行後６か月以内のもの	○		□	□	相続人様全員の分
3	貯金等相続手続請求書（名義書換請求書兼支払請求書）	○		□	□	
4	請求人様の本人確認書類	(○)		□	□	※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等
5	被相続人様の通帳・証書 ※通常貯金通帳および定期性貯金の貯金証書は、窓口で確認後返却いたします。	○		□	□	紛失されている場合は提出不要です。
6	被相続人様のキャッシュカード ※紛失されている場合は提出不要です。	○		□	□	
7	委任状 ※代理人様がお手続きされる場合			□	□	
8	代理人の本人確認書類 ※代理人様がお手続きされる場合			□	□	事務所宛て送付希望の場合、弁護士会等発行の事務所住所が確認できる書類もご提出ください
9	遺産分割協議書	○		□	□	
10	必要書類一覧表、貯金事務センター行きの封筒	○		□	□	

必要書類一覧表　【遺産整理受任者・法人が代理人の場合】

※1.個人の遺産整理受任者様・法人の遺産整理受任者様・法人の代理人様でお手続きいただく場合は、下記のチェックボックスにチェックしていただき各書類のご提出をお願いいたします。
※2.社員・事務所等の確認書類として名刺はご使用いただけませんのでご注意ください。

書類がすべて揃っていることをご確認のうえ書類部数とレ点をご記入ください。

☐　個人の遺産整理受任者様

NO	書類名	要否	部数	お客様確認欄	取扱店確認欄	備考
1	遺産整理に関する委任契約書等 ・相続人様全員 ・遺産分割協議書がある場合、遺産分割協議書で受取人となられている方 （遺産分割協議書内で代表して手続を行う方が指定されている場合は指定の方） ・遺言書がある場合、遺言執行者様・執行者の指定がない遺言書の受遺者様全員	○		☐	☐	
2	本人確認書類（遺産整理受任者様の分） ・運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等	○		☐	☐	
3	遺産整理受任者様の事務所住所の確認できる公的書類 ・事務所あての送付を希望される場合は、弁護士会、司法書士会等が発行した事務所住所の確認できる書類をご提出ください。 ・No2の本人確認書類と別に必要です。	○		☐	☐	

☐　法人の遺産整理受任者様　　☐　法人の代理人様（請求書等のご記入は相続人様がされる場合）

NO	書類名	要否	部数	お客様確認欄	取扱店確認欄	備考
1	遺産整理に関する委任契約書等 ※遺産整理受任者としてお手続きされる場合 ・相続人様全員 ・遺産分割協議書がある場合、遺産分割協議書で受取人となられている方 （遺産分割協議書内で代表して手続を行う方が指定されている場合は指定の方） ・遺言書がある場合、遺言執行者様・執行者の指定がない遺言書の受遺者様全員	○		☐	☐	
	法人あて委任状 ※代理人としてお手続きされる場合 ・代表相続人様もしくは遺言執行者様	○		☐	☐	
2	貴社（貴行）の印鑑登録証明書 ・貯金等相続手続請求書等の必要書類ご提出時において発行後6か月以内のもの。	○		☐	☐	
3	本人確認書類（担当者様の分） ・運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等	○		☐	☐	
4	担当者様が貴社（貴行）の社員であることが確認できる公的書類 ・社員証・職員証等	○		☐	☐	
5	お取引目的等の確認のお願い（法人用） ・個人用の様式と異なりますのでご注意ください。	（○）		☐	☐	
6	貴社（貴行）の設立年月日及び事業内容の確認できる公的書類 ・貯金等相続手続請求書等の必要書類ご提出時において発行後6か月以内のもの。 ・現在事項全部証明書（登記簿謄本）等	○		☐	☐	
7	お手続いただく事務所住所の確認できる公的書類 ・主たる事務所住所とお手続いただく事務所住所が異なる場合にご提出ください。 ・貯金等相続手続請求書等の必要書類ご提出時において発行後6か月以内のもの。	（○）		☐	☐	
8	委任状・手続代行証明書 ・銀行等で手続を他行、他部署に委任する場合	（○）		☐	☐	

整・代A　2022.10

委任する場合	**委任状** 下記の内容を代表相続人様が委任する場合、委任状が必要です。 ・相続手続に関する書類の提出 ・相続手続に関する証書等の受領 ・相続手続に関する払戻金の受領 ・相続手続に関する返送書類の受領 ・相続手続に関する連絡
	本人確認書類 代理人様の分をご提出ください。　※保険証・免許証・マイナンバーカード等 本人確認書類は原本を窓口にご提出ください。窓口で写しをいただきお返しいたします。
	代理人様の事務所の住所が確認できる書類　※専門職の方のみ 事務所宛に送付希望の場合、弁護士会、司法書士会、行政書士会等が発行の事務所住所が確認できる書類もご提出ください。

※ 委任状は、お手続きを委任する方がすべて自筆でご記入ください。

書類記号：F

委 任 状

年　月　日

次の取り扱いを委任します。

委任者（名義人）	おところ	郵便番号（　　－　　）	
	おなまえ	様	実印
受任者（代理人）	おところ	郵便番号（　　－　　）	
	おなまえ	様	

※ □枠欄は、該当の項目にレ印をつけてください。

注：通帳式の定額・定期貯金および担保貯金の場合は「証書番号」、無記名国債の場合は「個別番号」をご記入ください。

チェック	委任する内容	記号番号	証書番号等(注)	（額面）金額
□	相続手続に関する書類の提出			
□	相続手続に関する証書等の受領			
□	相続手続に関する払戻金の受領			
□	相続手続に関する返送書類の受領			
□	相続手続に関する連絡			
□				
□				

※ 記名国債に関するご請求時にご記入ください。

チェック	委任する内容	国債名称	記号
□		国庫債券	号
		額面金額	証券番号
		円	

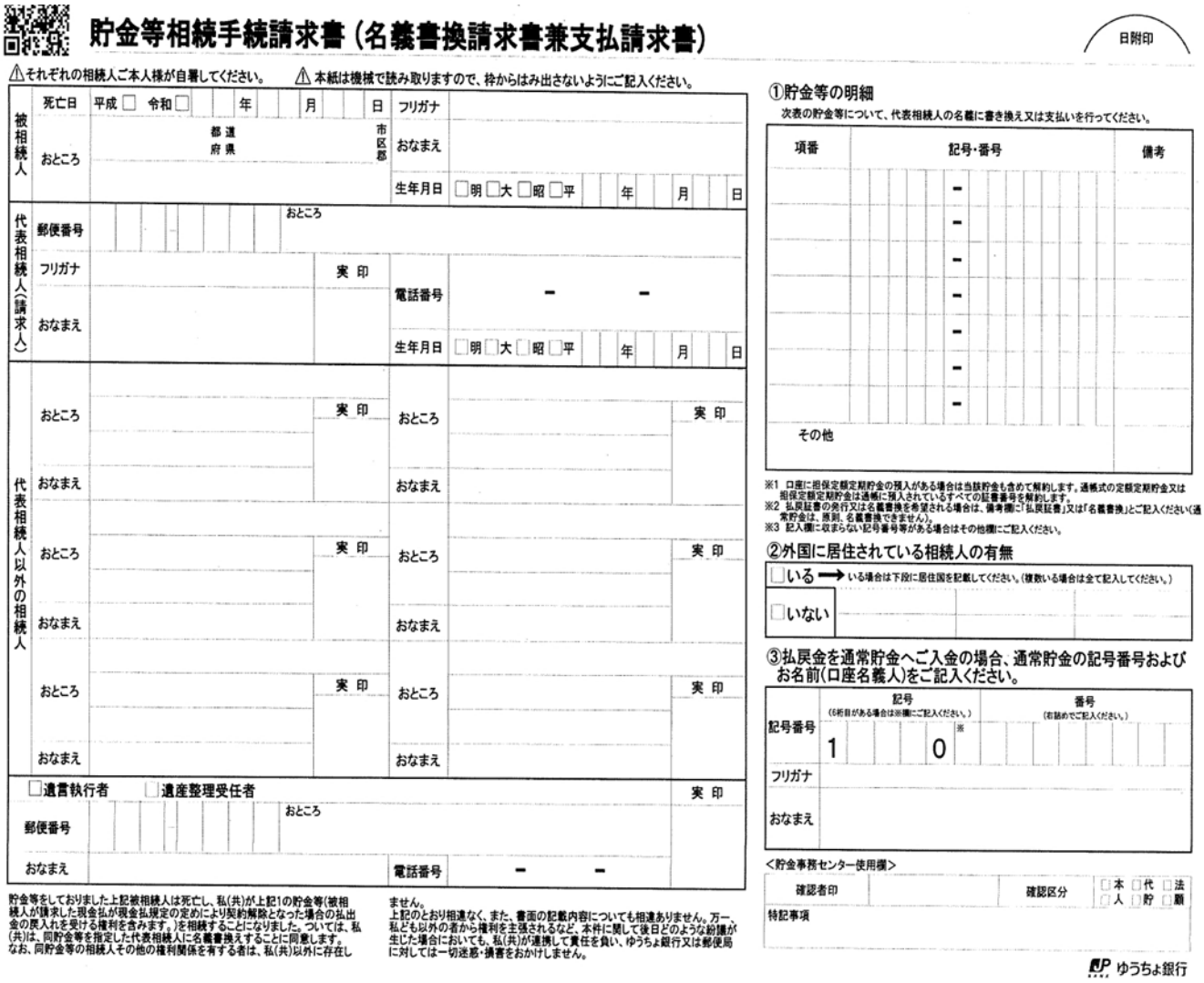

貯金等相続手続請求書（名義書換請求書兼支払請求書）

日附印

⚠それぞれの相続人ご本人様が自署してください。　⚠本紙は機械で読み取りますので、枠からはみ出さないようにご記入ください。

被相続人
死亡日　平成□ 令和□　年　月　日
おところ　都道府県　市区郡
フリガナ
おなまえ
生年月日　□明□大□昭□平　年　月　日

代表相続人（請求人）
郵便番号
おところ
フリガナ
実印
おなまえ
電話番号　－　－
生年月日　□明□大□昭□平　年　月　日

代表相続人以外の相続人
おところ　実印　おなまえ
おところ　実印　おなまえ
おところ　実印　おなまえ
おところ　実印　おなまえ

□遺言執行者　□遺産整理受任者　実印
郵便番号
おところ
おなまえ
電話番号　－　－

貯金等をしておりました上記被相続人は死亡し、私(共)が上記1の貯金等(被相続人が請求した現金払が現金払規定の定めにより契約解除となった場合の払出金の戻入れを受ける権利を含みます。)を相続することになりました。ついては、私(共)は、同貯金等を指定した代表相続人に名義書換えすることに同意します。
なお、同貯金等の相続人その他の権利関係を有する者は、私(共)以外に存在しません。
上記のとおり相違なく、また、書面の記載内容についても相違ありません。万一、私ども以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じた場合においても、私(共)が連携して責任を負い、ゆうちょ銀行又は郵便局に対しては一切迷惑・損害をおかけしません。

①貯金等の明細
次表の貯金等について、代表相続人の名義に書き換え又は支払いを行ってください。

項番	記号・番号	備考
	－	
	－	
	－	
	－	
	－	
	－	
	－	
その他		

※1 口座に担保定額定期貯金の預入がある場合は当該貯金も含めて解約します。通帳式の定額定期貯金又は担保定額定期貯金は通帳に預入されているすべての証書番号を解約します。
※2 払戻証書の発行又は名義書換を希望される場合は、備考欄に「払戻証書」又は「名義書換」とご記入ください(通常貯金は、原則、名義書換できません。)。
※3 記入欄に収まらない記号番号等がある場合はその他欄にご記入ください。

②外国に居住されている相続人の有無
□いる ⟶ いる場合は下段に居住国を記載してください。(複数いる場合は全て記入してください。)
□いない

③払戻金を通常貯金へご入金の場合、通常貯金の記号番号およびお名前(口座名義人)をご記入ください。

	記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください。）		番号（右詰めでご記入ください。）
記号番号	1	0 ※	
フリガナ			
おなまえ			

<貯金事務センター使用欄>

確認者印		確認区分	□本人 □代貯 □法人 □顧
特記事項			

ゆうちょ銀行

（２）前払い制度

ゆうちょ銀行を利用される方は、多いと思います。また、突然の身近な方の逝去にお金が必要なこともよくあります。郵便局では、遺産分割協議書が作成されるまで、何ヶ月もかかるため、一定の条件があれば、簡易手続によって払い戻しをする事ができます。

ア）　１００万円以下であること。（死亡日以降、入出金の動きがなければ可能。）

イ）　死亡証明書

ウ）　相続人であることの証明

エ）　相続人の実印、印鑑証明書

また、ゆうちょ銀行には、葬儀代の請求書または領収書があれば、払い戻しをしてくれます。他の銀行とは制度が異なるので、窓口で相談されるといいでしょう

(3) ゆうちょ銀行　仮払い制度

民法の改正により、一定の条件の下に、遺産分割前でも相続人が単独で被相続人の預貯金を払い戻すことができます。(民法第 909 条の 2 遺産の分割前における預貯金債権の行使)

相続開始時の債権額の３分の１に、払い戻しを受ける相続人の法定相続分を乗じた金額を単独でその権利を行使する事ができます。但し、標準的な当面の生活費、平均的な葬儀費用、その他を勘案して、法務省令で定める額を限度とします。

尚、現在、１５０万円を限度額としています

＊必要書類　(必要書類一覧表―ゆうちょ銀行からの抜粋)

ア)　相続人を確認するため、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本。
また、他の相続人を確定できる戸籍。

イ) 請求人の印鑑証明書（発行後６ヶ月以内のもの）

ウ) 貯金仮払い請求書

エ) お取引目的の確認のお願い

3　車両の相続、名義変更

車検証から被相続人の名義であるかを確認し、被相続人の名義であれば必ず名義変更が必要となります。遺言書に誰が自動車を受け継ぐか記載されている場合、その遺言書を添付して手続をします。遺言書が無い場合、遺産分割協議書を添付して手続をします。

自動車の価格が 100 万円以下である場合には遺産分割協議成立申込書という簡略化されたものでも手続が可能ですが、査定書が必要になる等、通常の手続と異なりますので、運輸支局にて手続方法をご確認ください。

名義変更を行う前に、例外を除き車庫証明が必要ですので、事前に取得しておきます。

単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

（１）提出書類

（ア）移転登録申請書

(自動車検査証変更記録申請書)

① 新所有者が直接申請する場合は実印を押印

② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

（イ）所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャシュレスの場合はその旨の記載）

（ウ）次のうち、いずれかのもの

① 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書

② 遺言書（公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの）
③ 遺産分割に関する調停調書
④ 遺言書情報証明書（遺言書保管制度による自筆証書遺言の場合）
⑤ 遺産分割に関する審判書（確定証明書付）
⑥ 判決謄本（確定証明書付）
⑦ 申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書（申請人である相続人が、相続する自動車の価格が 100 万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限る）
・民法の規定に基づく遺産分割協議が成立したこと及びその年月日を記載
・申立書による申請の同意を得ていること及びその年月日を記載

（エ）戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書〔（ウ）のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③⑤を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑦を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

（オ）新所有者の印鑑(登録)証明書
① 発行されてから３ヶ月以内のもの
② 申請人(新所有者)が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて発行されてから３ヶ月以内の住民票を添付

（カ）新所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
① 実印を押印

（キ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
① 旧使用者のものは不要
② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（ク）自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
① 新使用者のもの
② 証明の日から概ね１ヶ月以内のもの
③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「（ケ）使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする）
④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明

書の添付を要しない。

（ケ）使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

① 使用者が個人の場合

・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから３ヶ月以内のもの）

② 使用者が法人の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから３ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可

（コ）使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

① 個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから３ヶ月以内のもの）

② 法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから３ヶ月以内のもの）

③ 各書面は写しで可

（サ）自動車検査証

① 有効期間のあること（抹消登録と同時申請の場合を除く）

② 登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（シ）・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

（ス）その他
① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
※ 登録識別情報の通知を受けているものにあっては、登録識別情報の提供が必要。

共同相続
（１）提出書類
（ア）移転登録申請書
（自動車検査証変更記録申請書）
① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
② 登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

（イ）所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（キャシュレスの場合はその旨の記載）

（ウ）戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書（被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの）

（エ）新所有者（相続人）全員の印鑑(登録)証明書
① 発行されてから３ヶ月以内のもの
② 未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて発行されてから３ヶ月以内の住民票を添付

（オ）新所有者（相続人）全員の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
① 実印を押印

（カ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
① 旧使用者のものは不要

（キ）自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
① 新使用者のもの
② 証明の日から概ね１ヶ月以内のもの
③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は

従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする）
④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

（ク）使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
① 使用者が個人の場合
・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから３ヶ月以内のもの）
② 使用者が法人の場合
・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから３ヶ月以内のもの）
③ 各書面は写しで可

（ケ）使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又　は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）
① 個人
・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから３ヶ月以内のもの）
② 法人
・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）
・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから３ヶ月以内のもの）
③ 各書面は写しで可

（コ）自動車検査証
① 有効期間のあること（抹消登録と同時申請の場合を除く）

（サ）・事業用自動車等連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
・事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）又はワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）（自家用自動車有償貸渡事業の場合に限り必要）

（シ）その他の必要書類等

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

※ 登録識別情報の通知を受けているものにあっては、登録識別情報の提供が必要。

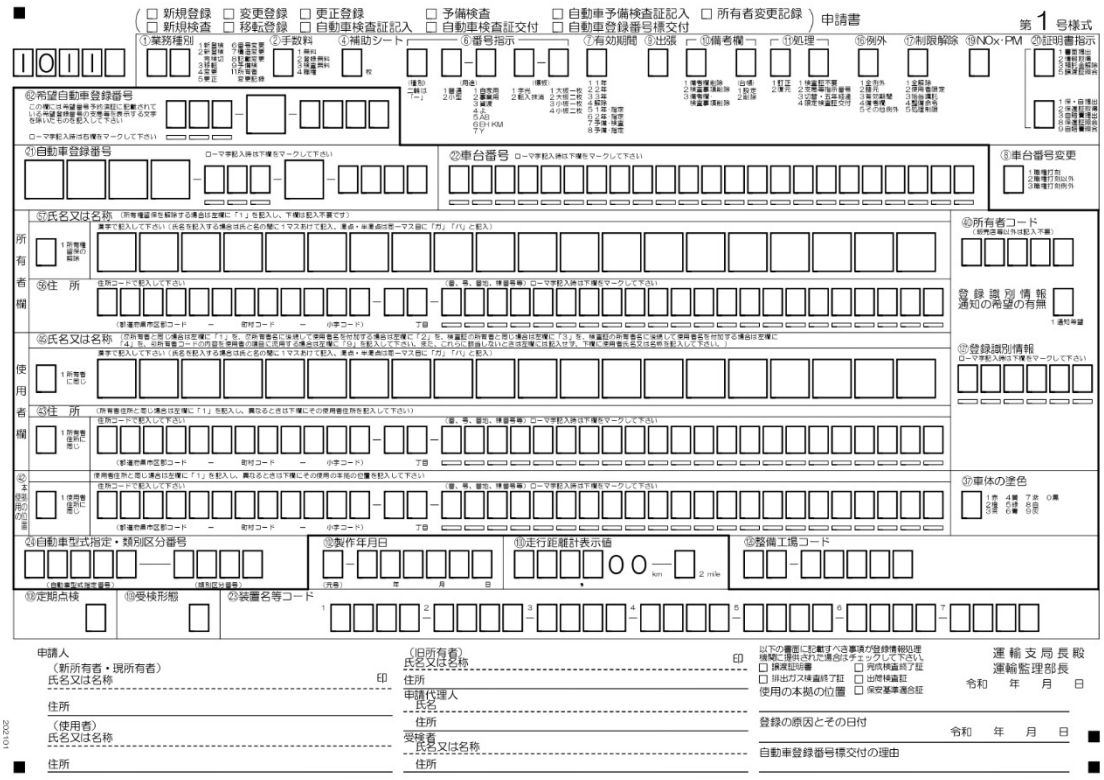

移転登録

名義変更（新しい所有者と新しい使用者が同一の場合）

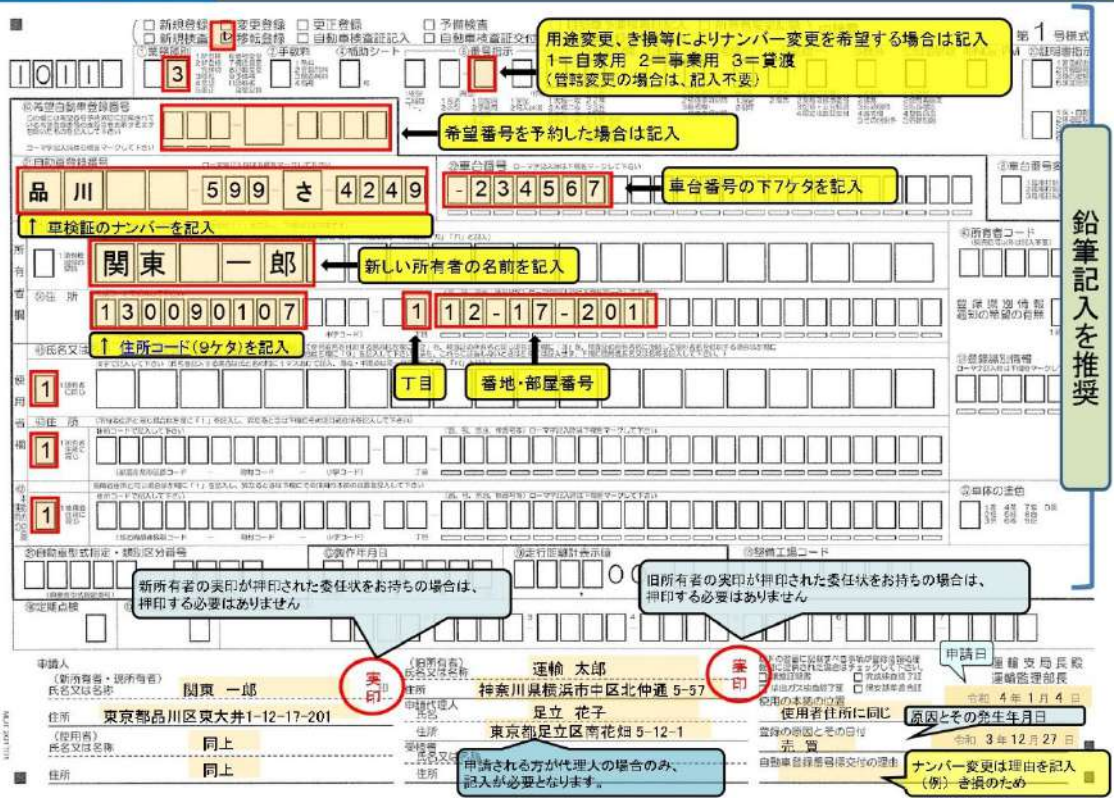

移転登録　名義変更（新しい所有者と新しい使用者が異なる場合）

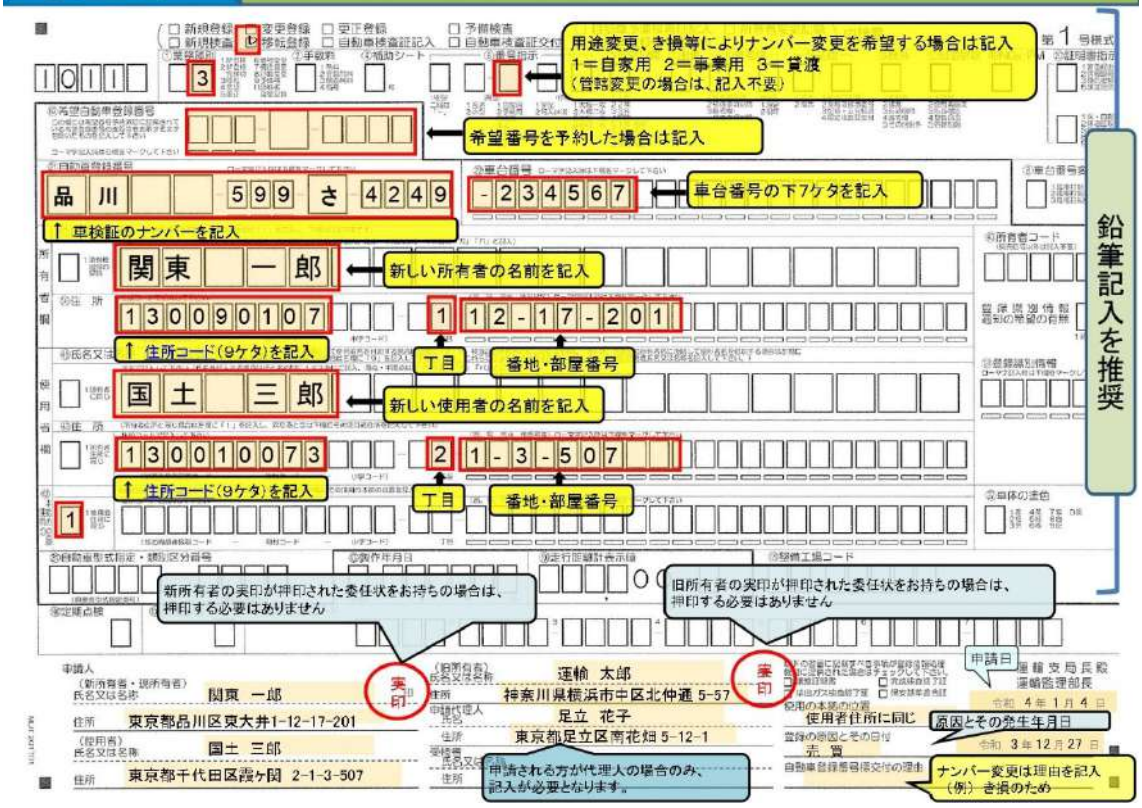

移転登録　所有権解除の名義変更（新しい所有者と現在の使用者が同一の場合）

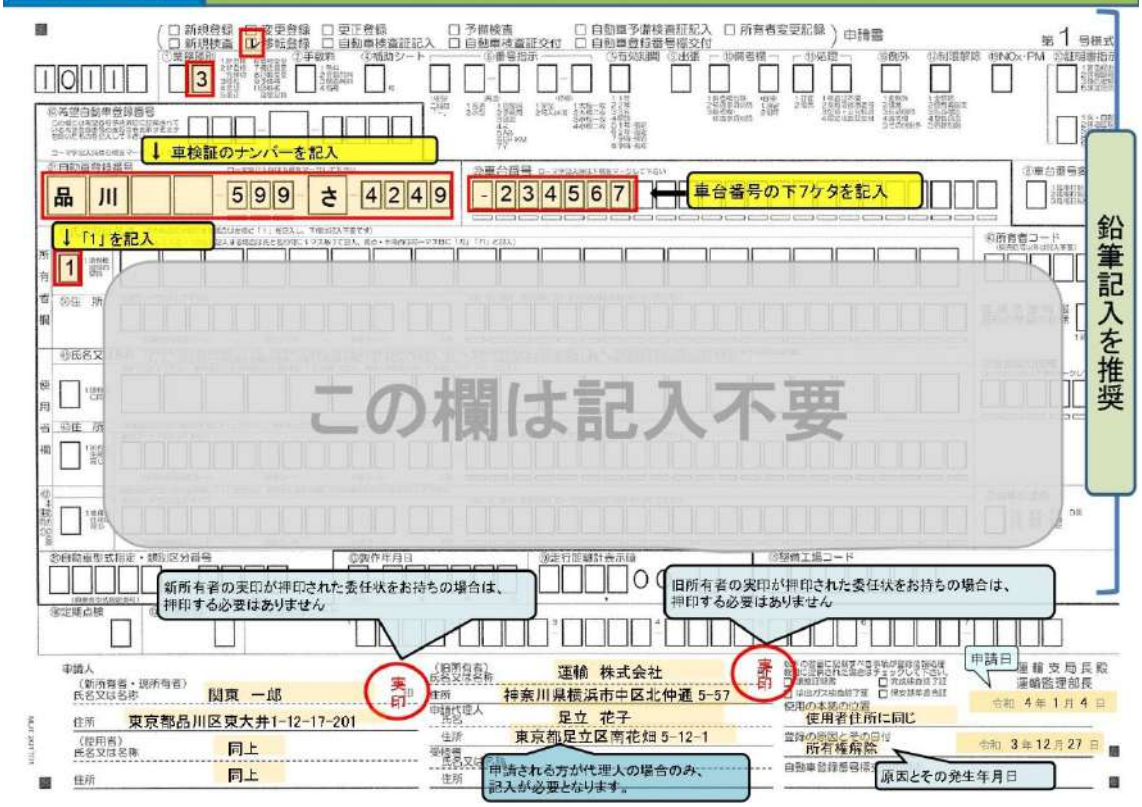

遺 産 分 割 協 議 書

年　　月　　日

年　　月　　日、所有者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡により相続を開始し、相続人全員で遺産分割協議を行った結果、次の自動車を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が相続することに協議が成立しました。

自動車登録番号	車台番号

相　　続　　人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

遺産分割協議成立申立書

申請人である相続人が、相続する自動車の価格が 100 万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限り使用可能

自動車の表示

登　録　番　号	車　　台　　番　　号

被相続人

氏　　名	死　亡　年　月　日
	年　　月　　日

遺産分割協議成立年月日	申立書による申請の同意年月日
年　　月　　日	年　　月　　日

被相続人の死亡により、被相続人所有の上記自動車について民法の規定に基づき遺産分割協議を行なったところ、私が上記自動車を相続することに協議が成立したので申し立てます。

また、当該移転登録について、本申立書により申請する旨同意を得られたので今回の申請に及びました。

なお、本申立について問題が発生した場合は、私が責任をもって処理し、貴職には一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

年　　月　　日

運輸局　　運輸支局長　　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

委　任　状

受任者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記自動車の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿申請に関する権限を委任します。
（注　新規登録・移転登録・変更登録・抹消登録等の別）

自動車登録番号 又は車台番号	

令和　　年　　月　　日

委任者　　委任者

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

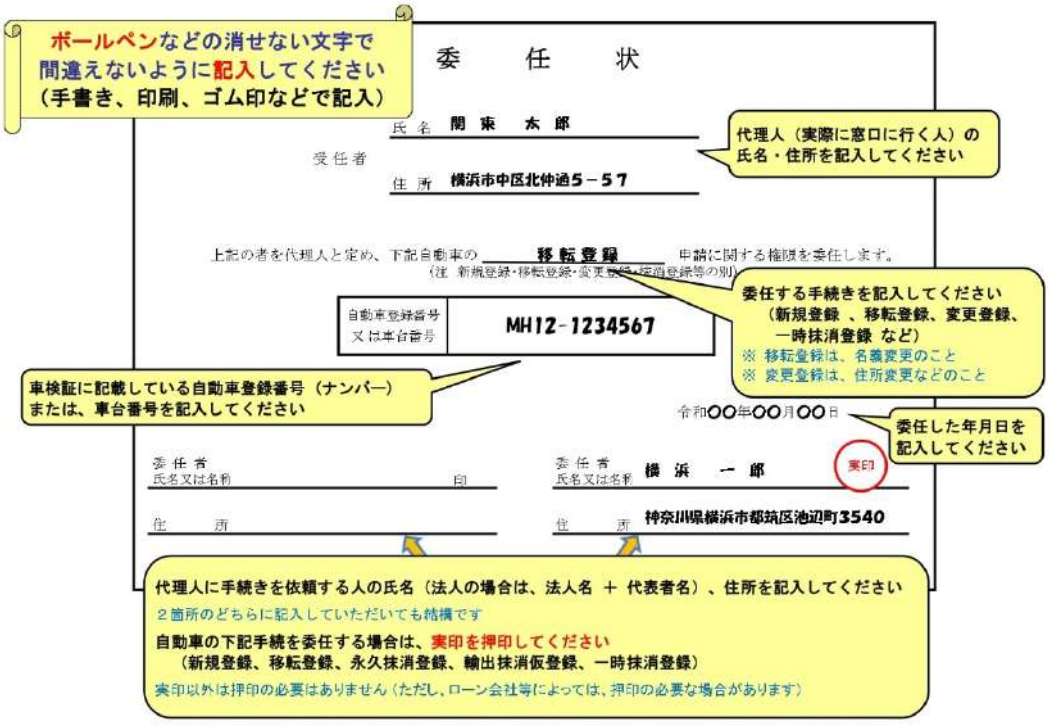

手 数 料 納 付 書

自動車登録番号又は車台番号		所有者又は使用者の氏名又は名称		ふりがな 申請人又は申請代理人の氏名	連絡先: － －

□ 新規登録・新規検査

型式指定車	型式指定車以外
①譲渡証明書 完成検査終了証 （電子情報）	①譲渡証明書 ②登録識別情報等通知書 （一時抹消登録証明書）
②印鑑証明書	②保安基準適合証 ②限定自動車検査証
③委任状	②限定保安基準適合証 ②自動車検査票
④その他	②自動車予備検査証
⑤保管場所証明書 （適用地域のみ）	③印鑑証明書 ④委任状 ⑤その他 ⑤保管場所証明書 （適用地域のみ）

□ 変更登録
□ 自動車検査証記入（構造等変更検査）

①原因を証する書面
②委任状
③その他
④保管場所証明書（適用地域のみ）
⑤自動車検査証
⑤限定自動車検査証

□ 更正登録

①原因を証する書面
②委任状
③自動車検査証

□ 移転登録

①譲渡証明書
②印鑑証明書
新・旧所有者
③委任状
④その他
⑤保管場所証明書（適用地域のみ）
⑥自動車検査証

□ 番号変更

①委任状
②自動車検査証

自動車損害賠償責任保険証明書
□ 提示

□ 一時抹消登録

①印鑑証明書
②委任状
③その他
④自動車検査証

一時抹消登録後の届出
□ 解体の届出
□ 滅失・用途廃止
□ 輸出予定届出

※重量税還付を伴う場合
①還付申請の委任状
②受領権限を委任する場合
①受領権限の委任状

□ 所有者変更記録

①原因を証する書面
②登録識別情報等通知書
（一時抹消登録証明書）
③その他
④委任状

□ 永久抹消登録

①印鑑証明書
②委任状
③その他
④自動車検査証

※重量税還付を伴う場合
①還付申請の委任状
②受領権限を委任する場合
①受領地限の委任状

□ 輸出抹消仮登録

①印鑑証明書
②委任状
③その他
④自動車検査証

□ 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納届出

①輸出抹消仮登録証明書
①輸出予定届出証明書
②委任状

□ 登録事項等証明書
□ 検査記録事項等証明書

＿＿＿＿＿＿通

□ 軽二輪

自動車重量税還付不要

申請人又は申請代理人の署名又は押印
※永久抹消登録、解体届出時に自動車重量税還付が不要である場合

□自動車検査証返納証明書

①自動車検査証

□ 自動車検査証再交付
□ 検査標章再交付
□ 限定自動車検査証再交付

□ 予備検査

①保安基準適合証
①限定自動車検査証
①限定保安基準適合証

調査結果通知書（事前確認）
運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿

□ 疑義なし

□ 疑義あり　□ 調査保留

調査依頼書（審査時）
独立行政法人自動車技術総合機構
検査部長殿

調査結果通知書
運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿

□ 疑義なし

□ 疑義あり　□ 調査保留

調査結果確認印

印紙 貼付欄

国土交通省
登録手数料
＿＿＿＿円
検査手数料
＿＿＿＿円

証紙 貼付欄

NALTEC
独立行政法人
自動車技術総合機構
審査手数料
＿＿＿＿円

受付印	経由印	登録番号標等返納確認印

備考 (1) 申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。
(2) 新規登録、新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
(3) 登録（検査記録）事項等証明書の交付を請求する場合において、請求に係る自動車が2両以上の場合、その自動車登録番号（車両番号）を登録事項等証明書等欄に記載してください。
(4) 各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか1つ又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
(5) 各欄に掲げる書面の他、必要に応じて書面を求める場合があります。

※調査の結果、疑義あり又は調査保留の場合は調査結果通知書を添付する。